

令和 2 年 6 月 1 1 日

令和 2 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和元年第2回和東町議会定例会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和2年6月11日(木)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時40分

出席議員(10名)

2番	高	山	豊	彦	3番	藤	井	清	隆	
4番	村	山	一	彦	5番	吉	田	哲	也	
6番	井	上	武	津	男	7番	岡	田	泰	正
8番	岡	本	正	意	9番	畑		武	志	
10番	小	西		啓						

欠席議員(0名)

1番 岡 田 勇

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長代理	原田敏明
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	和賀聡
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	8番 岡本正意
	9番 畑武志

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度和束町一般会計補正予算（第6号専決）
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）
- 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）
- 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第5号専決）
- 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）
- 承認第 11号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

- 報告第 1号 令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 2号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 3号 令和元年度和東町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 4号 令和元年度城南土地開発公社(第2回)補正事業計画に関する報告書
- 報告第 5号 令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書
- 報告第 6号 平成31年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書
- 報告第 7号 令和2年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 2 年和東町議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内扉 3 か所を開放し、演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましても、マスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましては、マスクを外していただいて結構です。声が聞こえにくいと思われるので、質問、答弁の際は、マイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

クールビズ推進のため、上着・ネクタイの着脱は自由といたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 2 年第 2 回の定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には非常にお忙しい中、そしてまた足元のお悪い中でございますが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日頃は、和東町の行政に何かとご指導、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今、緊急宣言が解除されたというものの、第 2 波、第 3 波が心配されているところでもあります。今、和東町におきまして、住民の皆さんと一丸となって乗り越えてまいりたいと、このように考えているところであります。

そういう意味で、今回の定例議会におきまして、そうした関連の補正予算、また関連条例の改正等をご審議いただくことになっております。どうか慎重なご審議をいた

だきまして、原案どおりご承認賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、岡本正意議員、9番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうから、和束町議会令和2年第2回定例会報告書に基づきまして報告をさせていただきます。

まず、報告第1号でございます。なお、報告第1号及び報告第4号から第7号までにつきまして説明をさせていただきます。

報告第1号

令和元年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和2年6月11日報告

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、令和元年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、総合計画策定事業、325万6,000円、325万6,000円。

同款、同項、和束町第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、311万円、302万5,000円。

同款、同項、地籍調査事業、426万2,000円、350万円。

3款民生費、1項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、569万5,000円、550万円。

同款、同項、老人憩いの家屋根改修事業、364万円、364万円。

5款農林業費、1項農業費、(仮称)農産物直売所整備事業、3,167万8,000円、1,890万円。

6款商工費、1項商工費、湯船マウンテンバイクランド整備事業、6,875万6,000円、1,731万4,000円。

7款土木費、2項道路橋りょう費(町道整備事業)、1,500万円、1,500万円。

同款、同項、門前橋整備事業、2,729万3,000円、900万円。

同款、同項、橋りょう長寿命化補修事業、4,861万1,000円、2,895万

8,000円。

同款、同項、石寺橋整備事業、510万円、38万4,000円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費（農業用施設災害復旧事業）、910万9,000円、372万3,000円。

同款、2項公共土木施設災害復旧費（道路橋りょう災害復旧事業）、7,106万円、3,315万円。

令和2年6月11日提出

和東町長 堀 忠雄

以上でございます。

4ページほどめくっていただきまして、続きまして、報告第4号を説明申し上げます。

報告第4号

令和元年度城南土地開発公社第2回補正事業計画に関する報告書

令和2年6月11日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、令和元年度（2019年度）城南土地開発公社第2回補正事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

めくっていただきまして、1ページでございます。

議案第6号

令和元年度（2019年度）城南土地開発公社第2回補正事業計画並びに補正予算について

令和2年3月24日に提出されまして、同日可決されております。

2ページ目が城南土地開発公社の第2回補正事業計画でございます。

3ページにつきましてはそれに伴います補正予算、4ページ以降につきましては補正予算の実施計画を載せさせていただいております。後ほどお目通しいただきたいと

思います。

よろしく願いいたします。

3 ページめくっていただきまして、次に、報告第 5 号でございます。

報告第 5 号

令和 2 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

令和 2 年 6 月 1 1 日 報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、令和 2 年度（2020 年度）城南土地開発公社事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

報告書を 1 枚めくっていただきまして、議案第 7 号、令和 2 年度（2020 年度）城南土地開発公社事業計画並びに予算について。

令和 2 年 3 月 2 4 日提出、同日可決されております。

2 ページ目につきましては令和 2 年度城南土地開発公社事業計画、3 ページ目が令和 2 年度の城南土地開発公社の予算でございます。

4 ページ以降につきましては、令和 2 年度の城南土地開発公社の予算実施計画を載せさせていただいておりますので、また、お目通しのほうをよろしく願いいたします。

さらに、3 ページおめくりをいただきたいと思っております。

続きまして、報告第 6 号でございます。

報告第 6 号

平成 3 1 年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

令和 2 年 6 月 1 1 日 報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

めくっていただきましたのが第 8 期平成 3 1 年度事業報告書になっております。

1 ページめくっていただきまして、1 ページから10 ページが一般財団法人和東町活性化センターの事業報告書を添付させていただいております。それ以降につきましては収支決算書を添付させていただいておりますので、お目通しのほど、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、申し上げました決算報告書のところの次でございますが、報告第7号でございます。

報告第7号

令和2年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に
関する報告書

令和2年6月11日報告

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第9期令和2年度の事業計画書を添付させていただいております。

1 ページから7 ページが事業計画、それ以降につきましては収支予算書を載せさせていただいておりますので、お目通しのほうをよろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上でございます。

報告第2号、報告第3号につきましては、担当課長のほうより説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、報告書3 ページからの報告第2号から報告させていただきます。

報告第2号

令和元年度和東町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計

算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和2年6月11日報告

和束町長 堀 忠雄

1 ページおめくりください。

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計同様、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額で説明させていただきます。

2 款施設費、1 項施設費、統合簡易水道整備事業、2 億4 4 6 万3, 0 0 0 円、2 億4 4 6 万3, 0 0 0 円。

令和2年6月11日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

報告第3号でございます。

報告第3号

令和元年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和2年6月11日報告

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

令和元年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書簡易水道と同様の報告をさせていただきます。

2 款管理費、1 項施設管理費、マンホールポンプ設置事業、9 3 5 万円、9 3 5 万

円。

令和 2 年 6 月 1 1 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

以上、2号、3号の報告とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

議長から報告いたします。

4月18日付で、木屋区区長、岡田育英氏から、相楽東部広域バスの増発・増便運行についての陳情書が出されております。

また、監査委員より、令和2年度第1回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります

日程第4、閉会中の一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、山城病院組合議会、岡田泰正議員。

○山城病院組合議会（岡田 泰正君）

国民健康保険山城病院組合議会の報告をいたします。

令和2年第1回国民健康保険山城病院組合議会臨時会は、令和2年5月18日（月）の午前9時30分より京都山城医療センター会議室にて開催されました。開会に先立ち、3月15日の笠置町選挙において町長に当選された中 淳志町長、南山城村議会議員任期満了による選挙後の臨時会において当組合議員に選出された廣尾正男議員、齋藤和憲議員から自己紹介がありました。

日程4、諸般の報告及び議案説明。

河井規子管理者から、令和2年2月20日の第1回定例会開催後の病院組合の動きについての報告及び本臨時会への提出議案について説明がありました。

今年度は31名の新入職員を迎えた。新型コロナウイルスへの対応について、京都府の感染症対策本部からの支援や指示を得ている。今後も対策本部や山城南保健所と

連携し、第二種感染症指定医療機関として万全の対策を施していくとの説明でした。

日程 5、議会運営委員会の委員の選任について。

議長から南山城村廣尾正男議員が指名され議会運営委員に選任されました。

日程 6、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

令和 2 年 4 月に診療報酬が改定されたことから、令和 2 年 4 月 1 日を施行日として、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正し、専決処分を行った。挙手全員で承認をされました。

日程 7、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて。

患者 A に対し、胃薬の変更をすところ誤って悪性リンパ腫に対する薬剤を投与した誤投薬に係る損害賠償額(40 万円)の決定について専決処分をしたものです。質疑後、挙手全員で承認されました。

日程 8、第 7 号議案 京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について。

健診料や指導料等の項目を改正するとともに、令和 2 年度診療報酬改定で義務づけられた選定療養費(初診時選定療養費、再診時選定療養費の費用額)の改定を行うもの。質疑討論後、挙手多数で可決されました。

以上、提案された 3 議案全てについて可決承認され、第 1 回国民健康保険山城病院組合議会臨時会は閉会され、以上、報告といたします。

○議長(小西 啓君)

続きまして、相楽中部消防組合議会報告を、私、小西 啓が議長席より報告いたします。

相楽中部消防組合議会報告をいたします。

5 月 29 日、消防本部において、令和 2 年第 1 回相楽中部消防組合臨時会が開催されました。

初めに、河井管理者から、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除された

後も、再発を防ぐため感染拡大防止対策の継続に努めている。

4月22日より、職員間における感染拡大リスクの軽減を図るため、毎日、勤務者の2交替制勤務を5月25日から通常勤務に戻した。

笠置町では、中町長が3月の町長選挙で当選され、本組合の副管理者に就任され、また、南山城村では、3月の議会選挙後の臨時会において新たに組合議会議員2名の選出があったと報告されました。

次に、副議長の選挙では、南山城村、梅本章一議員が当選され、賞じゅつ金等審査委員補充委員も選出されました。

続いて、議案の審議に入り、承認第1号 専決処分事項の承認を求める件「令和元年度補正予算（第4号）」について、賛成者全員で全員で承認されました。

次に、議案第5号 はしご付消防自動車共同購入について審議いたしました。

内容については、奈良市と本組合が共同ではしご付消防自動車を購入するもので、さきに締結している協定書の規定により、受託者の奈良市が入札し、委託者の本組合は経費の2分の1を負担するもので、賛成者全員で可決されました。

以上、報告といたします。

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会（畑 武志君）

それでは、相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

令和2年第1回相楽東部広域連合議会臨時会は、去る5月14日午前9時30分から和東町議会議場において開催されました。

冒頭で、改選等に伴い、連合議員となった4名の南山城村議会議員と1名の笠置町議会議員の紹介がありました。その後、開会宣言の後、仮議席の指定を経て議長選挙が行われ、議長に和東町の岡田勇議員が当選されました。その後、副議長が欠けたことなどから日程が追加され、副議長選挙が行われ、副議長に笠置町の杉岡義信議員が

当選されました。

その後、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を挟みながら、常任委員、議会運営委員の選任が行われ、各常任委員会において、それぞれ委員長、副委員長が互選により選出されました。

続いて、付議された議案について審議が行われました。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）の件」については、歳入歳出それぞれ6,727万円を減額し、歳入歳出総額を9億2,996万7,000円とするものでございます。

特に質問等はございませんで、全員賛成で可決されました。

次に、同意第2号 相楽東部広域連合監査委員の選任の件については、退職願が提出され、欠員となっておりました議員から選任する監査委員に南山城村、梅本章一議員を選任することに全員賛成で、同意することに決定し、会議を閉会いたしました。

以上で、令和2年第1回相楽東部広域連合議会臨時会の報告といたします。

○議長（小西 啓君）

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

皆様、改めましておはようございます。公明党の高山豊彦でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私のほうから、通告書に基づきまし

て一般質問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

まず、本年1月15日に、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、大都市を中心に感染者が徐々に拡大、4月には急速な増加が確認されたことから、国は4月7日に、東京都を初め大阪府や兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出し、外出を自粛するよう要請を行いました。

その後、4月16日に、全国の都道府県に緊急事態措置を実施する区域を拡大するとともに、4月20日には、国民1人当たり一律10万円の特別定額給付金や中小企業等の支援策を盛り込んだ20年度補正予算案が閣議決定され、4月30日に成立をされました。幸い、本町にはこれまで感染者が確認されておりませんが、外出の自粛要請による町内の経済や住民の生活に大きな影響が出ているものと考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目ですが、新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び対策についてでございます。

(1) 特別定額給付金の申請及び給付の状況でございますが、本町では、5月20日から申請の受付を開始されてはいますが、現在のところ、申請及び給付の状況についてお尋ねをいたします。

(2) 収入の減少による納税等猶予制度及びその他各課の所管する業務に係る相談の状況についてでございますが、国・府等の新型コロナウイルス感染症に伴う支援策に基づき、個人に対しては家計の維持が難しい方への緊急小口資金特例貸付や総合支援金特例貸付、また町民税、固定資産税、国民健康保険税の猶予、水道料金、町営住宅の家賃の猶予、また事業者に対しましては自粛などで売上げが悪化した場合の持続化給付金や従業員に休んでもらうための雇用調整助成金などの相談の状況、また、京都府休業要請対象事業者給付金等の相談の状況について、どのような状況なのかお尋ねをいたします。

そのほか観光客の減少に伴う観光関連事業や製茶農家への影響も大きいと考えますが、そうした関係者からの相談の状況についてお尋ねをいたします。

(3) 災害時避難所の感染症予防対策についてでございます。

梅雨の季節を迎え、近年増加している局地的な豪雨など災害に備えた対策も必要と考えますが、災害時の指定避難所における感染予防対策、特に、三密を避けるための対策についてお尋ねをいたします。

次に、大きい二つ目ですが、グリーンスローモビリティの運行についてでございます。

3月1日から3月29日まで、土曜、日曜、祝日に石寺ルートで2便、中和東ルートで2便、合わせて1日4便運行されたグリーンスローモビリティの利用状況等についてお尋ねをいたします。

(1) 石寺ルート、中和東ルートそれぞれの運行状況についてでございます。

(2) グリーンスローモビリティから奈良交通路線バスへ、また、その逆に奈良交通からグリーンスローモビリティへの乗換えの利用者の状況についてお尋ねをいたします。

(3) 今後、地域公共交通として、このグリーンスローモビリティを活用するための課題について。

以上3点、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。2回目以降は自席から行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました御質問にお答えをさせていただきたいと思

ます。

最初に私のほうから総論的なことを申し上げて、具体的なことにつきましてのご質問もありましたので、それぞれ担当課長から答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、高山議員の一般質問の1つ目でございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う影響と対策を問うについて答弁させていただきます。

まず、和東町での影響についてでございます。

先般の5月臨時議会でも報告させていただきましたとおり、和東町においては、住民の皆さんがいち早くから不要不急外出自粛を始め、いわゆる三つの密と言われる密閉空間、密集場所、密接場所を避けるなど、徹底した行動変容の要請をしっかりと遵守していただきましたことにより、いまだ感染者は発生していません。

しかしながら、日本全体の経済状況が示すように、和東町でも飲食事業者や商工事業者、そして基幹産業の茶生産にまで多大な影響を受けております。3月以降、欧米を発生源とした新型コロナウイルスが蔓延し、京都へのインバウンド観光の激減や全国での外出自粛、さらに小売事業者や飲食店等への休業協力などの感染防止施策により経済は停滞し、悪化しております。

今年の和東町の粗茶取引の状況は、晩霜被害のあった昨年に比べて平均3割強の価格下落となるなど、茶生産者の方々にとっては危機的な状況であります。主産業の低迷は町内全ての経済循環にも大きな影響があることから、去る6月4日に開催されました京都府知事との意見交換会の場でもこの状況を知事に訴えさせていただきました。

次に、本町でも多大な損失となっているこの状況に対する対策について答弁をさせていただきます。

国からは、住民の皆様には1人当たり10万円の特別定額給付金が給付されることになり、先月から和東町でも申請の受付審査を行い、現在、各世帯に給付金の振込手続をさせていただいているところであります。

また、事業者向けの持続化給付金、休業要請支援給付金、無利子融資制度について

も施策が実施されていますが、和東町といたしましても、少しでももとの生活に近づけていただきたいという思いから、今の時点で和東町独自の対策施策として三つの事業を進めております。

1点目につきましては、さきの5月の臨時議会でご承認いただきました和東町の商工事業者の支援と住民の生活支援ということで、中学3年生までの子供には1万円分の和東町商工会商品券を、高校生以上の住民の方々については5,000円分の商品券を給付する生活支援商品券給付事業を来月から実施できるよう準備をしております。

2点目でございますが、休業・失業などにより生活ができなくなるおそれがある世帯に対しての無利子の緊急貸付、くらしの資金の基金を増額して対応させていただきます。

3点目でございますが、過日の新聞報道でも発表していただきましたが、大打撃を受けておられる茶生産農家に対して、事業の継続と激励を目的に10万円を給付する予算を6月定例会の補正予算で計上させていただきます。

また、現在、国では、第2次補正予算が審議されているところでありますので、住民の皆さんが安全で安心できる暮らしを最優先に、今後の予算確保に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、2番目でございます。グリーンスローモビリティの運行全般につきまして答弁させていただきます。

国においては、高齢者が住む地域での地域内交通の確保や観光資源となるような新たな観光モビリティの展開など、地域が抱える様々な交通課題の解決と地域での低炭素型モビリティの普及を同時に進められるグリーンスローモビリティを推進されているところでございます。

そうした状況のもとで、本町におきましても、環境に優しく、最高時速が20キロ未満に制限されている安全で自然との一体感が心地よい乗り物であると考え、既存交通を補完する新たな輸送サービスを提供できるものであると判断いたしまして、平成

29年度に導入をいたしました。

導入の背景といたしましては、日本遺産の認定を受けた茶畑景観を一目見たいという和東町へお越しいただく観光客が増加しました。しかし、地理的条件から、道に迷われたり、観光客が乗用車で来られた場合、渋滞し、住民生活に支障を来すという問題が発生したことから、地域内の移動についてはグリーンスローモビリティを活用することになりました。当初は、観光客向けに石寺ルートのみでの運行でしたが、令和元年度から住民の皆様にもご利用いただきたく、新たに中和東ルートの運行を開始したところでございます。

グリーンスローモビリティの活用場面は地域住民の移動手段としての活用と観光客向けの新たなモビリティとしての活用に分けることができます。

観光客用としては一定の成果が上がっておりますが、今後、住民の皆様の移動手段として、道路幅が狭く、従来の車両では入れなかった地域での活用、高齢者等の福祉増進として活用、奈良交通バスへの接続等を十分検討しながら運行してまいりたいと、このように考えております。

高山議員からさらに詳しいご質問もいただいておりますので、それにつきましては担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、高山議員の一般質問の1. 新型コロナウイルス感染症に伴う影響と対策を問う、（1）特別定額給付金についての答弁をさせていただきます。

特別定額給付金の支給につきましては、高山議員からもありましたように、令和2

年4月30日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策ということで決定されまして、本町におきましても、町内各家庭への支援を早急に行うべく、申請書類の準備や受付体制の確保を図ってまいりました。

感染拡大防止のため、申請方法につきましてはオンライン、または郵送の申請を原則とされておりまして、和束町では5月15日からオンライン申請の受付を開始し、5月20日には郵送申請の受付を開始させていただきました。

昨日、6月10日までの受理件数でございますが、1,592件で、これまでに給付対象1,704世帯のうち93.4%の申請がなされているところでございます。また、給付に関しましては、5月25日から順次振込を開始しており、6月9日時点で392件の振込が完了しております。それ以外につきましても、申請書類の確認が終了し、銀行への口座確認の振込手続等の準備をさせていただいております。明日6月12日及び19日に1,063件の振込を予定させていただいております。これで町民の85%を超える方に給付を完了する見込みでございます。

今後につきましては、8月20日の申請期限までに全ての方が申請が行われますよう再度郵便等でお知らせするなど、フォローをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、私のほうからは、(3)災害時避難所の感染予防対策について答弁をさせていただきます。

梅雨時期を迎え、大雨などの警報の発令が予想されます。本町におきましても、国が示されている基準に従い避難所を開設させていただきますが、新型コロナウイルス感染症が終息していない中で、やはり住民の皆様の安全確保を第一に考えなければならないというふうに考えております。

避難所での感染やクラスター化を防ぐためということで、避難所を開設した際には相当数のマスク、そしてアルコール消毒液、手洗い石けん、手拭き用のペーパータオル、非接触型の体温計を準備させていただきます。さらに、避難される方がある程度

のスペースを確保できるよう、また三密を防ぐために今回の6月議会で予算を計上させていただいておりますが、段ボール製の簡易間仕切りを準備する予定で進めているところでございます。

しかしながら、町で用意できるものにつきましては限られておりますので、避難される方々にも協力をいただきながら、共助の体制で取り組まなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

警報発令時には災害警戒本部等を設置し、警報の状況に応じ新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から考えなければならないと考えております。全ての方を避難所に案内するのではなく、やはり土砂災害警戒区域や浸水想定区域など区域を絞った避難誘導等も検討しなければならないというふうに考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きな2番、グリーンスローモビリティの運行について、(3)地域公共交通として活用する場合の課題についてを答弁させていただきます。

町長からもありましたように、和東町に公道を走行できる電動カートの利用は平成29年度からでございます。和東町の公共交通が奈良交通の路線バス1路線であり、小杉から加茂駅まで、府道木津信楽線を運行しているのみでございます。これまでも住民の方々からは、自宅から奈良交通バス停までが遠く、利用しにくいという声をいただいておりますので、比較的狭隘である生活道路が多い和東町で利用できる次の公共交通施策の一端を担えるものであるという認識から、交通空白地自家用有償運送の許可をいただけるよう、現在、陸運支局と協議を行っているところでございます。

現在一番大きな課題として挙げられますのが、やはり新型コロナウイルス感染症が終息していない中で、乗車定員が3人もしくは4人と限られており、知らない方同士、電動カートの混乗による三密の回避を真っ先に考えなければならないというふうに考えております。これを解決しなければ、利用も含めて前向きな検討ができないと感じているところでございます。

さらにインバウンド観光の先行きが不透明な中で、1年間を通しまして運行した場合の経費が予想以上に見込まなければならないということも課題でございます。今年度は9月からグリーンスローモビリティを活用した町内の循環を予定しておりますが、まず、住民の方にこのグリーンスローモビリティを認知してもらおう。そして、ふれあいサロンの送迎など利用してもらおうことがまず必要であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、私からの高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

高山議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、ご質問の1の（2）収入の減少等による納税等の猶予制度及びその他各課の所管する業務に係る相談の状況はについて、税住民課関係の状況についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応としまして、税住民課では、町税また国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に係ります減免徴収猶予がございます。

相談の状況ですが、徴収猶予につきましては、町民税、固定資産税で1件ずつ申請書が欲しいという申し出がございました。

また、減免につきましては、収入が減ったということで、納税が難しいとのご相談が2件ございましたので、申請書をお渡ししているところでございます。

また、そのほかに相談等はなかったのですが、固定資産税の徴収猶予の申請につきまして1件提出されております。

以上、高山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、高山議員の一般質問の大きい1番、新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び対策を問うの（2）収入の減少等による納税等の猶予制度及びその他各課の所管する業務に係る相談の状況はについて答弁させていただきます。

福祉課では、さきの5月19日に臨時議会におきまして、くらしの資金貸付事業の基金の増額を提案させていただきました、ご承認いただいたところであります。昨日までに新型コロナウイルス感染症に伴う影響でご相談いただいた件数につきましては、くらしの資金に係りましては0件でございます。

社会福祉協議会で実施されている総合支援資金につきましては2件、緊急小口資金につきましては4件の貸付けがございました。これにつきましては4月末日までにあったものでございます。5月以降につきましては、貸付資金の制度等の問合せなどが5件あったと社会福祉協議会のほうからは聞いておるんですが、いずれにつきましても、まだいまだに貸付けには至っておらないということでございます。

以上、私から高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、高山議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、1番目の新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び対策を問うの（2）番の収入の減少等による納税等の猶予制度及びその他各課の所管する業務に係る相談の状況はにつきましてお答えいたします。

相談といたしましては、国からテレワークが推奨され、自宅ではどうしても仕事が

はかどらないため、サテライトオフィスを利用できないかというご相談がございました。そのため、4月16日から5月31日の平日、町内に住所を有する住民並びに事業者を対象に、換気の徹底、マスクの着用、会議は不可、1事業者1名に限りご利用いただくこととし、使用料金を半額にさせていただきました。12日間のご利用がございました。

次に、観光客の減少に伴う相談がございますが、相談案件はございませんでした。

減少状況でございますが、本年1月から4月末までの主要施設での観光入込客数の対前年度比では、宿泊関係で49.6%の減少、カフェ関係で46.7%の減少、観光案内所は30.8%の減少、一方、ゴルフ場は5.5%増加しております。観光入込客数全体で49.4%の減少となっております。前年度の1人当たりの観光消費額が1,585円で、9,051人の減少、約1,430万円、地域経済への影響を受けております。

今後の対策でございますが、新型コロナウイルスの終息を見据えて、徐々に観光振興を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のグリーンスローモビリティの運行について問うの1番目の石寺ルート、中和東ルートそれぞれの運行状況はにつきまして、(2)番のグリーンスローモビリティから奈良交通バスへの乗換えによる利用状況、この2点につきましてお答えいたします。

3月1日から3月29日までの土曜日、日曜日、祝日の10日間を運行いたしました。1便目と3便目が中和東ルートで28日のご利用、2便目と4便目が石寺コースで32人の利用でございました。10日間で60人の利用となりました。うち、和東町の住民の方の利用が8人。8人の内訳でございますが、中和東、石寺コースそれぞれ4人ずつのご利用でございました。和東町内のほとんどの方が乗車体験を目的に利用されておられ、グリーンスローモビリティから奈良交通バスへの乗換えの実績はございませんでした。

グリーンスローモビリティは観光客の方が道に迷わないよう、また路上駐車をされないために平成29年度お茶の京都博から導入いたしておりますが、町内の道路事情は狭小なところが多く、農繁期を避けた運行としております。今年度もコロナウイルスの感染の状況を鑑みながら、9月以降の運行を予定しているところでございます。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、高山議員からの一般質問について、建設事業課所管の分についての答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に伴う収入減少の影響による使用料等の納付に関する相談についてですが、建設事業課では所管する事務としまして、上下水道使用料、住宅使用料、駐車場使用料などがあります。議員ご承知のとおり、使用料につきましては、言わば固定費という扱いになります。収入が減少しますと、その負担は生活費全体に大きくのしかかってきます。また、3月から5月にかけては会計年度の整理や出納閉鎖期間とも重なり、当課の職員におきましても、住民宅へ戸別訪問などをする機会が多くなりましたが、職員からの訪問報告を含め、現時点では支払い猶予等の相談案件は受けていないということです。

受けました相談につきましては、一例としまして、特別定額給付金の活用用途として使用料等の未払い部分に充当いただけるなど、言わば固定費への充当という給付金の趣旨に従った内容のご相談は確かにありました。交付金入金日に使用料を支払ったいただいたケースも数件ございました。

また、所管する事業のコロナ対策でございますが、発注しています工事につきましては対策を行いながら、順次、十分の事業が進んでいるというように思っております。

以上、高山議員からいただきました質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、大きな1番の新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び対策を問うの（2）所管する業務に係る相談の状況について答弁させていただきます。

農村振興課にありました相談といたしましては、商工事業者の方からは、京都府休業要請対象事業者給付金に関して2件、融資関連として、新型コロナウイルスの対応緊急資金、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金への申請用紙の請求書の形式であったり、また認定の出し方ということで相談がございまして、6月8日現在で27件の提出があり、証明をしているところでございます。

また、茶業経営者の方からは持続化給付金、高収益作物次期作支援交付金に関する相談が合わせて4件ございました。

また、各所管の施設につきましての利用状況につきましては、制限等をかけさせていただいておりましたが、相談というような内容はございません。確認だけでしたので、よろしく願いいたします。

以上、私からの高山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁ありがとうございました。

まず、特別定額給付金に関してなんですが、これにつきましては、今現在、5月25日から振込が行われているということでございます。安心をしたところでございます。

なぜかといいますと、これまで住民の方から、多くの方から、まだ本町については

給付金の振込がないというお話をたくさんいただいていた。近隣の市町村を確認しますと、5月末から6月の初めに大体給付が始まっているという状況でございましたので、本町についてどのようなことになっているのかということでこのような質問をさせていただきます。ありがとうございます。よりスムーズに今後も引き続いて給付していただけますようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、2点目でございます。

各課の所管する業務に係る相談についてでございますが、これにつきましては、一定の相談件数があったのかなというふうに認識をしているところでございます。

なぜ、このような質問をさせていただいたかといいますと、本町のホームページを見ましても、給付なり自然対策の一覧というものがなかなか見当たらない。福祉課のお知らせの中から厚労省のホームページを開いて、そこから閲覧することは可能なんです、全体を通して、各省庁のそういった対策について確認するのが難しいというふうな印象でございました。

近隣の市町村を確認しますと、専用の新型コロナウイルスに関する情報をまとめたページをホームページに掲載をされていたりですね、宇治田原のほうでは役場だよりということで、こういう一覧をたよりとして配付されている。また、ホームページからダウンロードもできるというような状況になっているんですね。ですから、以前からこのホームページなんかの住民の方への情報の発信については何度かお願いもしているところでございますが、今回、明日にでも通過するだろう、この時期の第2の国の補正予算も含めて、いろんな対策が今後も出てくるかと思ひます。ですから、そういった支援策なり、国・府、また町のそういった対策について、よりわかりやすく住民の方にお知らせいただけるような工夫をぜひお願ひしたいなというふうに思ひます。なるべくなら、ワンペーパーぐらいでわかりやすくできる、またホームページでも専用のページを張りつけていただいて、そこから閲覧できるというような工夫もしていただければありがたいなというふうに思ひますので、このあたりについて、総務課長、

考えをよろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

高山議員からありましたように、やはり和東町のホームページ、今年度の予算でリニューアルをするということをお願いしているわけなんですけども、今のホームページの制約がございまして、なかなかうまくホームページの中で発信することができないというところから、そのあたりはきちっと直していきたいというふうに思っております。

実際、私もホームページを自分で触りまして、福祉課のところから京都府のホームページに移って、それから各施策を確認するという形になっておりますので、そのあたりがもう少しスムーズにいけるような形で広報担当と調整をしてみたいというふうに考えております。

住民向けの施策の一覧等の関係でございしますが、特に和東町の独自施策につきましては、当然、住民の方に知ってもらおうという形で進めなければならないというふうに考えておりますので、ペーパーで出せるような形を考えたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、そういう形でわかりやすい情報発信をよろしく願いいたします。

次に、災害時の避難所の感染予防対策についてでございますが、いろいろ検討をいただいているようでございます。先ほどの質問でもさせていただきましたが、これからそういった機会が多くなる時期でもございますので、密集というのは本町の場合

合、ないのかもわかりませんが、そこは工夫していただいて、三密にならないように感染症対策なりをよろしくお願ひしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、グリーンスローモビリティの運行についてでございます。

今回のコロナウイルスの関係で、利用者も観光客の方も3月になってガタッと落ちたということもありますので、そういった影響もあるのかなというふうに思うわけですが、これからいろいろと検討もしていただいて、住民の方がより利用しやすい公共交通として活用できるように検討をお願いしたいなというふうに思っております。

以前から課題としてございますのが、先ほど総務課長のほうからもございましたが、奈良交通の路線バスに乗るための移動をどうするのかというようなのが大きい課題でもございます、コロナの課題はあるんですが。今回、総合保健福祉施設、今、検討をいただいておりますけれども、議事録を見ていますと、候補地が何か所かあって、交通アクセスの問題が議論されているというようなこともございます。そこで、今後、宇治木屋線のトンネルが完成したときには、新しい宇治方面へのアクセスというのでも検討もしていかないといけないというふうに思います。

また、町内の各地域から路線バスに乗り換える拠点というのでも必要になってくるだろうというふうに思うわけですね。ですから、そういった拠点を今回検討されている総合保健福祉、これをそういった乗換えの拠点となるような検討も今後必要ではないかなというふうに思うんです。

今、既存の奈良交通の路線が加茂から小杉まで、その通過展に施設かあるという発送ではなくて、今後はその施設が交通のターミナルとなるような発想で考えてはどうか。そこから各関西線なり、また奈良線の宇治なり、また町内の地域へそのターミナルから輸送ができる。また、そこへ集まってくるというようなことを考えていく必要も今後出てくるのかなというふうに思っております、やはりそういった、より利用しやすい公共交通、また、そうしたターミナルを造ることによって、その周辺のにぎわ

いにもつながってくるのかなというふうに思います。ですから、そういったことも含めて今後検討していただければと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

私自身も、やはり高山議員がおっしゃるように、宇治木屋線のトンネル化の後の公共交通というところが大事になってくるというふうに考えております。現在、まだ私の頭の中でしかないんですが、やはり高山議員がおっしゃるように、和東町のバス、また移動の中心となる場所は必ず確保しなければならないというふうに考えております。

現在、奈良交通は、国庫補助路線を活用させていただきまして小杉から加茂まで運行しているわけなんですけども、やはり距離が長い。なかなか利用が進まないというところで、そのターミナルというか、拠点になるところまではグリーンスローモビリティ、また町営バス等を活用しながら寄せていく。そのあたりから加茂行き、木津行き、そして一方では宇治行きという形で考えていくほうが和東町の町の発展にとっては必要と考えておりますので、当然、次の総合計画の中でもその施策を盛り込みたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

傍聴者の方をお願いいたします。

着席をお願いいたします。傍聴者の方、着席していただけますか。

（「聞こえにくいんですよ」との発言あり）

○議長（小西 啓君）

それはだめです。着席してください。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、総務課長のお考えをお聞きさせていただきました。やはりこのまちづくりというのは、どことも鉄道駅があれば駅を中心に町が発展していく。また、そういったまちづくりが進められる。本町の場合、そういった鉄道駅がないわけですから、それに代わるものとして公共交通のターミナルというものを検討、維持していくことによって、より活性化につながってくるかなというふうに思っていますので、また、ぜひ今後も計画の中へ、よりよいものとなるようによろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、今回の地方創生の臨時交付金について、1兆円計上されておるわけですが、これについて本町にとって幾らになるのかというのはあるかと思いますが、先ほど町長のほうからも報告いただきましたが、いろいろ検討もしていただいているようでございますが、地方創生ですから、やはりそういった住民の方が、今後、希望を持って暮らしていけるような、そういった活用の仕方というものも検討していただきたいというふうに思いますが、町長、ご答弁お願いします。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今、高山議員のご質問にもありましたように、一番大事なのは、住民の皆さんが安心して安全にここで暮らせる、そして、元気なまちづくり、活力のあるまちづくり、これに向けて、先ほどそれぞれの課長の中でも住民の相談も受けながらやっております。

そして、今、何が必要なのか。先ほど答弁の中でも、大きなのは基幹産業もあります。この辺のところは気になりますので、今回の補正でもお世話になるわけなんです。そういうことで、それでとどまらず、先ほども申し上げました、国・府の動き、いろんな対策も見させていただきながら、それと一緒に対応もしながら、いろいろあ

るわけでございます。そして、和東町独自で考えていかなきゃならない問題もあります。それは先ほども申し上げましたように、住民本位、今、和東町がどうこれから乗り越えていけるか、この辺のところだと思いますので、今のご質問の趣旨を十分見ながら考えてまいりたいと、このように思いますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

そういった形で今回のコロナウイルスを住民が前を向いて、しっかりと活力を持って進んでいけるような取組を今後も進めていただけますようご期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時55分まで休憩いたします。

休憩（午前10時43分～午前10時55分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様をお願いいたします。

マスク着用で発言しにくいと思いますが、マイクに近づけて大きな声ではっきりと発言していただきますようお願い申し上げます。

岡本正意議員。

○8番（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染は、前回の定例会以降、大きく拡大し、4月から5月にかけて全国的に緊急事態宣言が発令される事態となりました。それに伴う暮らしや雇用、経済活動への打撃は極めて深刻、甚大であり、これまで具体化、実施されてきた支援を一刻も早く住民の皆さんの手元に届け切ることが重要です。

同時に、緊急事態宣言は終了したとはいえ、感染が収束したわけではなく、有効なワクチンや特効薬がないもとの、第2波、第3波の感染拡大は必ずあるとされる中で、継続的、また本格的な暮らしや経済への支援とともに、検査や医療体制の整備、強化が求められております。

そのような観点から質問をさせていただきます。

第1に、暮らしへの思い切った支援について伺います。

1点目に、水道基本料金の一定期間の免除の実施を求めるとともに、この間行われてきた料金値上げ検討の中止を求めます。

2点目に、均等割の減免など国保税の負担軽減を求めます。

3点目に、大学生、専門学生、高校生への支援として3点要望いたします。

1つは、町の奨学金支給制度の拡充で、例えば、収入基準の引き上げ、専門学生も対象に加える、また支給額の増額など、実施を検討いただきたいと思います。

2つ目に、大学生、専門学生などの下宿家賃や生活費、また通学費などへの支援の検討を求めます。

3つ目には、バス定期代の全額補助や鉄道定期への補助など、高校生通学補助制度のさらなる拡充、また教科書など購入費用相当額の支援など、改めて今回も検討実施を求めたいと思います。

次に、第2に、茶業経営への支援をについて伺います。

この問題については、私よりもよく事情を知る同僚議員もおられる中で、大変僭越ではありますが、質問をさせていただきます。

1 点目に、昨年の晩霜被害に続く今年の「コロナ危機」とも言える厳しい状況を町としてどのように認識されているのか、茶業を基幹産業に位置付け、景観条例で「生業景観」の維持、継承を位置付ける町として、どのような対策を検討し、実施していくのか答弁を求めます。

2 点目に、国の持続化給付金の対象はどの程度と町として把握され、対象外となる農家への独自の支援はどうお考えか答弁を願います。

3 点目に、「固定費」とも言える肥料や農薬、また人件費など茶園管理に係る経費への直接支援が必要と考えておりますが、町としての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

そして、4 点目に、廃業や規模縮小等の声も聞こえているわけではありますが、その際に心配される荒廃農地や耕作放棄地等の拡大を防止する手だてについてどうお考えか、答弁を願います。

最後に、第 3 に、検査医療体制は万全かについて伺います。

1 点目に、PCR 検査や抗体検査などの実施体制の現状と今後の見通しはどうか、町内の医療機関での実施は今後可能になるのか、答弁を願います。

2 点目に、感染者の症状に応じた医療機関や療養施設等の受入体制の現状はどうか、今後、インフルエンザ等の感染症の流行期に備えた対策はどうお考えなのか、答弁を願います

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいというように思います。

最初に、暮らしへの思い切った支援の一つ目でございますが、水道基本料金の一定

期間免除の実施をについて答弁をさせていただきます。

岡本議員もご承知のとおり、簡易水道事業は、水道使用料の激減に伴い、その体制は非常に厳しい状況にあります。その要因は、今も述べましたとおり水道使用料の激減であります。これは少子・高齢化に伴う人口減にあわせ、若年層の人口流出が影響していることは言うまでもなく、大変厳しい経営を余儀なくされています。

水道使用料につきましては、使用状況に応じた応分の負担を求めるのは、公営事業の性質上、当然のこととはいうものの、その経営については重大な責任を担っていると考えています。

さて、現状を申し上げますと、平成27年度から施設老朽化に伴う長寿命化対策、施設耐震化工事など、いわゆる将来に向けた施設投資を和東町簡易水道事業統合化事業として行い、平成29年度には和東町簡易水道事業経営戦略を策定し、担当課では日々業務に取り組んでいるところであります。

しかしながら、料金収入を平成30年度、31年度と比較いたしますと、平成30年度は8,193万3,000円、現年収納率は99.7%に対し、令和元年度7,772万5,000円、現年度収納率は99.9%と、収納率ベースでは伸びているものの、金額的には420万円の減となっています。これらのことを踏まえまして、経営戦略では、令和2年度より水道料金の一定見直しが計画されていましたが、令和2年度内料金改定についてはこうした状況でもございますので、凍結する方向で事務を進めたいと考えております。

なお、さきにも答弁いたしましたとおり、水道料金収入の約65%が基本料金世帯であると、こういうことありますので、こういった現状を考えますと、基本料金の一定期間免除については非常に厳しい状況にあります。だから、すぐそういったことの検討というのはできないと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

次に、均等割の減免など、国民健康保険税の負担軽減をについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、国からの財政支援を受け、市

町村国保では国民健康保険税の減免措置がしやすくなり、本町では、和東町国民健康保険税減免要綱の一部改正をし、対応しているところであります。対象となる世帯がありますが、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯については減免割合は全額、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、なおかつ事業収入等のいずれの減少額が前年度の当該事業収入等の額の10分の3以上である。二つめでございますが、前年の合計所得金額が1,000万円以下である。三つめとして、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。これらを全て満たす場合には、前年合計所得に応じて全額、10分の8、10分の6、10分の4、10分の2の5段階で減免割合が決まります。

また、減免対象となる保険税額でありますが、世帯の主たる生計維持者たる世帯主の所得がその世帯にとってどのようなウエートを占めているかによって変化いたしますが、そういった算出された減免対象保険税額に前年度所得に応じて決められている減免割合を掛けて軽減額を決める仕組みとなっております。

なお、この軽減措置は、令和2年度に限りとされております。

しかしながら、京都府内における保険料率の統一化を見据えて、基金等も活用しながら、資産割や均等割などのあり方について国民健康保険運営協議会でご議論いただきながら見直しを検討していきたいと考えております。

次に、茶業経営の支援をということで、一つは、昨年の晩霜被害に続く今年のコロナ危機とも言える茶業の不況としてどう認識しているか、茶業を基幹産業として位置づけ、景観条例で生業景観の維持・継承を位置づける町としてどのような対策を検討し、実施するのか、また、二つめでございますが、国の持続給付金対象はどの程度か、対象外の農家への独自支援の検討はについて答弁させていただきます。

まず、1と2についてであります。和東町の基幹産業である茶業が晩霜被害や新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けていることには間違いございませ

ん。晩霜については自然的要因であり、これまでも晩霜被害を防止するため、国・府の補助金を活用して防霜ファン設置事業や茶棚も一定防霜効果があるということから、補助事業化しているところでありました。昨年度は約1.4ヘクタールに防霜ファン設備を導入させていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症については、世帯規模で政治・経済など人の生活や産業にも大きな影響を与えており、本町の茶業においても、今年の全農京都茶市場の初市での入札平均価格が昨年比べて4,000円安、その後の入札でも出荷量、入札価格ともに振るわず、5月20日は新型コロナウイルス感染症下における茶農家支援に関する要望書が和束町農業委員会から提出をいただいたということでもあります。

昨年の全農京都茶市場1茶期の集計と今年5月30日現在の状況で、一番茶の煎茶種で、昨年と比較して平均単価が86.5%となっています。終了を迎えつつ、煎茶は平均単価で、昨年比70.3%、金額で75.7%となっており、碾茶の入札はこれから6月、7月と開催されますが、入札価格が上昇することは厳しいとの判断から、茶生産農家を支援するための給付金を支給することとして今回の補正予算に計上いたしましたので、ご承認のほうをよろしくお願いいたします。

次に、3番目でございますが、検査・医療体制は万全かについて答弁をさせていただきます。

第2波が心配される新型コロナウイルス感染症ではありますが、和束町では住民の皆様方1人1人が感染予防に努めていただき、不要不急の外出を控えるなど、多大なご協力をいただきましたので、いまだ感染者を出すことなくきているわけであります。しかしながら、東京や福岡、北海道など新たな感染拡大が起これり、6月2日には東京アラートが発令されるなど、予断を許さない状況にあります。

2の感染者の症状に応じた医療機関や療養施設などの受入体制の現状は、インフルエンザ等のほかの感染症流行期に備えた対策はについてでございますが、京都府では、

第2波に備え受入医療機関を増やし、病床数も大幅に増加していると聞いております。療養施設についても、現在二つのホテルを確保していただいているところでございます。

また、インフルエンザ等の感染症についてであります。現在、インフルエンザ予防接種は就学前のお子様にご助成をさせていただいておりますが、予防接種の要綱整備を行い、12歳、小学校6年生まで費用助成を拡充すべく、今議会2日目の補正予算に予算計上をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、ほかの質問につきましては担当課長から答弁させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上、岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、岡本議員からいただきました一般質問、1.暮らしへの思い切った支援をの（3）大学生、専門学生、高校生の支援をというところで、①から③につきまして順次答弁させていただきたいと思っております。

和東町での奨学金制度につきましては、本町独自の制度として平成27年度から実施し、昨年度につきましては、高校生8名、大学生1名に対しまして給付させていただきました。経済的な理由により就学が困難であると見込まれる学生で公的な奨学金を受けていること、また、世帯全員の所得が基準以下になる世帯に限らせていただいております。現在、開始から5年を経過しておるところでございますが、今のところ、見直しにつきましては考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、②番の大学生、専門学生等の下宿家賃や生活費、通学費等の支援実施をにつ

いてでございます。

和東町から大学等に通学しようとする、やはり京都市内などでも2時間以上の通学時間がかかる、また、定期代の費用が相当必要になるということから、京都市内で学生マンションや下宿等で通学されている事例は聞いておりますが、和東町としての支援の拡充の検討につきましては、これにつきましても今のところ考えておりません。

③バス定期代の全額補助、鉄道定期代への補助など、高校生通学補助制度の拡充、教科書購入費用相当額の支援などの検討実施でございます。

岡本議員もご承知のとおり、今年4月から高校生の通学定期補助でございますが、3分の2に拡充をさせていただきましたので、このあたりにつきましても、見直しにつきましては考えておりませんが、しかしながら、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、和東町も含めて相当経済が疲弊しているという状況でございます。

町長の答弁からもありましたように、第2波、第3波、住民に与える影響が相当課題となることが予想されております。当然その中で、岡本議員から質問いただきました学生に対する支援につきましては検討をしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、大きな2番、茶業経営の支援をの（2）国の持続化給付金の対象はどの程度か、対象外の農家への独自支援の検討はと、（3）固定費である肥料や農薬、人件費など、茶園管理に係る経費の直接支援をと、（4）廃業や規模縮小等による荒廃農地、耕作放棄地の拡大を防止する手だてにはについて答弁させていただきます。

ます。

まず、(2)の持続化給付金の対象はどの程度か、対象外の農家への独自支援の検討はですが、先ほども町長から答弁がありましたように、5月30日時点の全農京都市場のJA京都和束町支店、1茶期の煎茶、かぶせ茶、玉露、てん茶と昨年度の1茶期最終確定価格の数値の対比では、数量59.4%、金額で51.3%、平均単価で86.5%というような数字となっております。

てん茶入札は入札回数がまだ半分ぐらいですので、完全な比較とは言えませんが、ほぼ終了の1茶煎茶で昨年より出荷量が7トンほど増えて107.8%にもかかわらず、金額比較では75.7%、平均単価で70.3%の数字となっております。

持続化給付金は2019年の事業収入を12月で割った平均月収の50%以下である月の12か月分を上限100万円として給付されるものですが、茶生産は茶期以外では小売していないと販売額が出てこないということで、ゼロの月がございますので、この取り扱いが今現在はっきりしておりません。

申請が国なので申請条件がはっきりしておりませんし、対象・対象外も今のところこちらのほうにもわかりかねておりますので、答弁にはならないのですが、先般、持続化給付金の申請サポート体制強化として、キャラバン隊や全国の商工会、商工会議所に専門の相談員を配置するという情報が近畿経済産業局から京都府に入っておりますので、その連絡を受けておりますので、今後、申請に向けての内容等が明らかになるかと思っておりますので、その時点でまた対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、(3)固定費である肥料や農薬、人件費など、茶園管理に係る経費の直接支援をですが、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林事業者、食品関連事業者への支援策として事業者ごとに支援策を打ち出しており、高収益作物次期作支援交付金が茶に該当することになっております。受皿は協議会等で、支援内容には次期作に前向きに取り組む高収益作物の生産者に対して、種苗の導入や資材購

入、機械レンタル等で肥料・農薬等の資材費、土壌改良資材の投入に要する経費が取組例のほうに挙げられておりますので、これで手当できると考えております。

和東町につきましては、現在まだ京都府との協議中でございますので、今後のこの制度の流れにつきましては、現時点ではまだはっきりしておりません。通常の事業でございますと、近畿農政局から府県、また市町村担当者への説明会がございまして、事業内容が詳しく説明される場所なのですが、今回につきましては、今現在のところそういったものもコロナの関係でできておりませんので、今後、京都府と連絡を密にいたしまして支援策を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、（４）廃業や規模縮小等による荒廃農地、耕作放棄地の拡大を防止する手だてについてはでございます。

新型コロナウイルス感染症にかかわらず、高齢化、後継者不足による荒廃農地や耕作放棄地の発生は年々増加しております。中山間地の本町は、山を切り開いて山なり開墾された茶畑が大半で、急傾斜であっても所有茶畑は栽培されますが、他人に借りてまで栽培されることはなかなかございません。

労働環境の改善には農地改良も必要ですが、水稻と違って、茶は改植すると５年ぐらいはもとの収入には戻れません。しかし、荒廃農地、耕作放棄地の解消は必要不可欠でありますので、農業委員会とも協議しながら、地区農業の発展のための施策を模索していきたいと考えております。

和東町の茶生産量は、全茶種を合わせても全国の約１．２％と少ないのですが、静岡茶や鹿児島茶、宇治茶といった産地名と肩を並べるぐらい和東茶の名が広がっている状況ではございます。観光を足がかりに和東茶の知名度をもっと世間に広げ、消費者の購買意欲を高め、農家収入が高まり、荒廃茶畑の解消につながればと考えております。

以上、岡本議員の質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、岡本議員の一般質問の大きな3番、検査、医療体制は万全かの（1）PCR検査や抗体検査など、実施体制の現状と今後の見通しは。町内の医療機関では実施は可能になるのかについて答弁させていただきます。

まず、PCR検査につきましては、京都府では検体を採取する帰国者、接触者外来に加え、京都検査センターを5か所開設するという予定で、特に京都南部のほうの検査場所の候補地の調整中と聞いております。検体検査につきましては、京都府内の行政機関と民間検査機関で実施と聞いておりまして、検査の実施場所や1日の検査実施数を総括する方向で調整中と聞いております。

町内の医療機関では、現行の検体採取方法では感染リスクが高く体制もとれないので、町内での実施というのは大変難しいと思われませんが、一部民間企業で唾液によるPCR検査事業が開始されたと聞いております。制度も喉や鼻の奥から採取した検体と同程度である上、検体採取時の感染リスクも軽減できると聞いております。

また、抗体検査につきましては、今現在は他府県では開始されていると聞いておるんですが、京都府では医療従事者やクラスターが発生した事業所で、今月6月から9月の間で実施する方向で動いていると聞いているところでございます。

いずれにしましても、第2波に備えまして、検査機関や検査方法、また受入れの医療機関の体制について京都府と情報共有しながら、連絡調整しながら、感染予防に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上、私から岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきますが、まず、町長、いいですか。

新型コロナウイルスの感染の問題というのは、本当に第一波だけでかなりの打撃を受けているという状況がありますし、やはりその途上にあると。今ちょっと落ちついてきたという状況がありますけども、今、その修復、また、それを手元に届けていく途上にあるということですね。

今、国会も開かれておりますけども、国の施策のスピードが大変遅いということがありますし、いろいろと真っすぐに行っていない状況がある中で、本当に必要としている方になかなか届き切らない状況が今も続いている。そういう意味では、それ自身にちゃんとするように要望しつつですね、一番身近な町として機動的に判断して、すぐに手元に支援を届けられるというメリットがあるわけですから、今、平時じゃないんですね。緊急事態が解除されたといっても、まだ感染はわからないわけで、やはり緊急事態だと同じだと思うんですね。そういう意味で施策を考えていただきたいと思うんです。

私、先ほどから気になっているのは、そういう意味での危機感が答弁にあまり感じられないんですね。そういった意味でもう少し聞いておきたいと思うんですけども、一つは水道料金の関係なんですけども、建設課長が先ほど言われてましたように、水道料金というのは固定費ですね。こういったいろんな生活が大変な中にあると、大変重くのしかかってくると言われました。そのとおりだと思います。ですから、今まさにそういうときだと思うんですね。

先ほど町長は、いろいろこれまでの水道事業の大変さを述べられました。今そんなことを私、話ししてないんです。今、平時じゃないんですからね、どう住民の方のそういう生活をどう支えるかという話をしているわけで、一般的に水道事業が厳しいからそれは考えてないのというのは、今のこういう状況の中で大変ふさわしくない答弁をされていると思うんです。

じゃあ、財源的にどの程度なのかということなんですけども、水道給水世帯としては、町では一般の世帯で1,667件というふうに観光庁以外の部分ではそう聞いております。基本料金は町の場合は1,500円です。これを単純に掛けますと250万500円ということですので、もし1か月基本料金を免除した場合は、250万円です。

ご存じだと思いますけども、既に府内でもやっておられるところはあります。一番近くでは大山崎町、ここは2期分、既に基本料金について免除という措置をとっておられます。これは手続は要らないんですね。町のほうで操作すればいい話ですから、住民の方にも手続は要らないということで実施されております。これを例えば2か月やっても500万円です。例えば、4か月やった場合でも1,000万円程度でできるということなんです。

これが出せないのかということであれば、もちろん地方の交付金のこともありますけども、町としても、この間、毎年黒字の計上して、今度の専決の予算を見てましても、いわゆる4,600万円ほど出ていますし、あとはプラス財調への積み立ても6,000万円以上されていますね。そういったことをしっかりと活用していけば十分に対応できますし、これから夏を迎えるという状況の中で、水を使う時期でもありますし、そういう状況の中で少しでも軽減をさせていくという意味では大変効果的な施策だと思いますし、緊急事態というそういう立場に立ってもう既にやっている自治体もあるわけですから、町としてもぜひ検討いただきたいと思います。

もう一度、町長いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

最初に、危機的な感じが受け取れないと、こういうことではありますが、ほかの答弁

でもさせていただきましたように、これは本当に大変大事な対応をしていかなきゃならんということでやっております。皆さんも住民と一丸となってお協力いただきながらやっておりますのが、和東町でもまだ対策本部を持ちながら関係課に連絡し、そして住民に不要不急の願いをし、進めているところであります。

そして、早くしなきゃならん。町独自でやれる部分はやらなきゃならん。国・府と一緒にやって対応していかなきゃならん。これは国も府も町もそういう認識、大きな今回の大事な対応には皆、認識しておりまして、それぞれの中で頑張っているところでもあります。そして、お互いに間違いのないように現状をきちっと見据えてやろうということで、連絡を密にしながらやっております。

京都府でも、町村の声、町村会・市長会の声を聞いていただいておりまして、先ほど答弁でもお答えさせていただきましたように、それぞれの市町村の事情も聞いていただく機会もいただきました。こういうことで、国・府・町、連帯して取り組む面もあります。町独自でやっていかなきゃならない問題もあるわけです。このように一つ一つ気を引き締めて対応するというをまず申し上げておきたいと、このように思っております。

それと、水道の問題ですけれども、水道については、和東町の料金は具体的に1,667世帯というふうに言われましたが、和東町は65%が基本割の中で持っておりますから、従来9,000万円近く8,000万円台が、だんだん世帯は微増で減ってないんですが、減ってまいりまして、今、7,700万円ぐらいになってきているわけなんです。そこで、今、言われましたように、基本料というのが下がりますと、その率も考えて、和東町の事情から考えて非常に厳しい状況にあります。

今、言われるように、2か月たったこれだというよりも、だからしないのかじゃないんです。和東町は水道会計を維持していくということも大事だろうし、あわせて、そしたら今、困っておられる方はどういう形で多くを支援していこうかと。やっぱりいろんな商品券の問題もあったり、また中学生の問題もあったり、それと農業関係の

方にも、後の予算でご審議いただきますが、1農家に10万円というようなことを考えたり、そういうところで手を打つほうがいいのかなど。だから、一つ一つの予算で対応するというのもありますが、全体の中でそこは水道の状況、独立性の方向もありますし、そこは大変だという和東町の水道の実態があります。これが本当に基本料やなしに上乘せしていくところでもっと出ておれば健全運営もできるんですが、繰り返しますけど、基本料だけで65%占めている。そこを全部やってしまうということになれば、これは大変な経営になります。

基金をためているので、そこから持ち出したらということでもあります。基金というのは当然いろんなところがありますが、ようけということでもありませんし、それも一つ一つ状況を見定めて、ほかの行政もあったり、全般的に見て対応していく必要があろうかと思います。

今、水道にどうかというところについては、この問題には触れておらない。しかし、今回、水道そのものが危機の状態にあるということで、水道料金の見直しというのを審議会をかけてやっております、この議会でもご審議いただいております。これはこの時期ではないだろう。これは据置きをさせていただくと、こういうことで答弁させていただきました。

その点、行政のコアで見っていくというのも大事ですけども、全般的な要素の中での対応もしておりますので、そういう観点からもひとつご理解をよろしく願います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私が水道料金と次の国保のことを言っているのは、やはりより多くの方が負担を軽減できるという、国保にしても800世帯ほどありますし、町内では医療保険では一

番多い世帯になっております。そこについて一定の期間減免を行ったことが大きな生活支援になるということであるわけでありますので、水道料金にしてもずっとそうしてくださいと言っているんじゃないですよ。しかも基本料金ですから、いわゆる上乗せの部分についてはそのままなわけですから、基本料金については全て皆、平等に減免していくということですから、これは町としても1年間やりなさいということじゃなくて、夏の間の数か月だけでもぜひやってほしいということを行っているわけですので、ぜひ排除せずに検討をいただきたいというふうに要望をしておきたいというふうに思うんです。

次に、国保の件についてはまた別の件で別の機会に言いたいと思います。

大学生等の支援について、1点確認しておきたいんですけども、町の奨学金で専門学生は対象になっておりません。これはなぜなんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

和束町の奨学金の支給制度でございますが、一定の公的資金の奨学金を受けているということで限定をさせていただいております。

実際、生活福祉資金貸付金ということで、京都府社協の制度につきましては専門学校もたしか対象になったと思うんですけども、現在のところ、5年前に実施した内容では、高校、短大、大学の就学困難者に対して、住民の方から寄付をいただきました300万円の寄付金をもとに設立した制度でございますので、今のところそういう形になっております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

専門学生もかなり多額の学費がかかりますし、いわゆる日本学生支援機構がありますね。旧育英会の奨学金ですけども、専門学生というのはこれの支給対象にはなっていないと思うんですね。今度の国が今、受け付けている学びの継続の分ですね、そういった部分についてももちろん対象になっております。ですので、それから考えても専門学生を外すというのはあまり合理的な意味がないというふうに思いますので、これは直ちに直すべきじゃないかと思うんですけども、それぐらいできないですか。

○ 議長（小西 啓君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど私も答弁させていただきましたように、制度当初、住民の方からこういう方に利用してほしいという熱い思いをいただいた制度でございます。最初の答弁でも申し上げましたように、一定、新型コロナウイルス対策という形で、経済状況が疲弊している中で、当然、学生に影響がある分につきましては検討しなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

そこは早急に見直せるべきものは見直していただきたいと思いますし、今、学生の方というのは、大学自身が多くのところでは開いておりません。この4月から進学されたような世帯についていえば、大学に入れないうままずっと待機しているという状況がありますし、また、私の知り合いなんかでも聞いておりますけども、1回生になりますと普通アルバイトとか探し始める時期ですけども、コロナの関係で全て駄目になってしまっていると。だから、アルバイトをしようにもできないし、お金を自分で稼ぐ

にも稼げないと。だけど、学費は基本的に払わなきゃいけないという状況もありますし、もし下宿をしている場合は、大学には行ってないけども下宿代はずっとかかってくるという、そういった意味では大変しんどい状況があります。

また、精神的にも、これはある方のお話ですけども、ご主人の収入がジリジリと減少してきていると。ですけども、なかなか支援の対象にならない。子供の学費の減免等の制度もギリギリ補助の対象になっていかない。今回の国の制度も1割程度しか対象にしてないという状況もありますし、本当に助けていただけないというような大変切実な声も届いています。

町内でも進学されている方も最近は多いですし、そういった若い方がコロナ禍の中で苦しんでいるという状況をぜひ町としても、国の問題だということだけにせずに、今はとりあえずなんですけども、今後検討は必要だという話をしていただいておりますので、ただ、ゆっくりはしてられへん問題なんで、ですので、迅速にその辺の対策についても具体化をぜひしていただきたいと思います。

これを機に、高校生の通学補助についても、確かにこの4月から3分の2にしていたいただきましたけども、ただ、やはりこういう状況の中で学校に行くまでにお金がかかってしまうという状況をせめて町の責任で解消していくと。この前やったからちょっと待とうかというんじゃなくて、緊急事態という状況の中でそういう迅速な対応をして、できることはしっかりやっていくという意味で、先ほど今後検討されるというふうに答弁いただきましたので、専門学生や高校生の支援についてもぜひ早急に具体化していただきたいと思いますので、言葉だけにならないように要望しておきたいというふうに思います。

それと、お茶の関係なんですけども、私もこの間、農家の方から、不十分ながらいろいろなお話も聞くんですけども、本当に二番茶もほぼ諦めているという話もあちこちで聞きますし、続けられる方については来年の準備に入るという話があります。特に揉んでいただいたりとか、あぶっていただいたりとかされているような委託されて

いる方なんかは特に厳しい状況もあり、単価が大変厳しい中で、そういったお願いを
するとそれだけで全て終わってしまうような状況なんかも出ております。その辺はよ
くご存じだと思いますけども、ですから、先ほど課長が、耕作放棄地等を今後どうす
るかと話したときに、今後、観光も回復して、また来ていただいて、そうなっていけ
ば、またそれも何とかなるだろうみたいな答弁をされましたけども、多分、状況とい
うのはそんなお気楽なことじゃないと思うんですよね。そのうち回復して、安倍さん
じゃないですけども、V字回復して、Go Toキャンペーンじゃありませんけども、
みんながまた旅行に行って、みんな帰ってきてくれたら何とかなるんだみたいな、そ
ういうところじゃないということだと思うんですよね。

やはり産地として土台自身が崩壊するんじゃないかというような大変厳しい声も届
いております。そういう危機感を持った中での対応をしていかないとなかなか助かっ
ていかないんじゃないかと思うんですね。

今回の10万円の支給というのは、基本的に町として何かしなければいけないとい
う意味での姿勢を見せていただいたことについては評価できていると思っています。実際、
それだけでも大変助かるという声も既に聞いております。けども、これだけでどう
にかなるわけじゃないですよ。町としてそういった取り組みをした上で、次どうい
う手を打っていけばいいのかということに踏み込んでいかないと、基幹産業という
ものが本当に細っていってしまうという事態じゃないかなと思うんですね、町長。

そういった意味で、農村振興課長に、まだまだ今後状況が最後にどうなるかわから
ないという話もありますけども、これだけ大きな被害が出ているというのは明らかな
わけですから、今後どうしていくかということも含めて、今、農家は本当にどういう
状況なのか、また、どういう見通しを持っているのかということも含めて、やはり
リアルな実態を町としてもしっかりつかんで、この危機をどう乗り越えていくかとい
うことを考える上でもしっかりした実態調査をちゃんとしていくことがまず大事じゃ
ないかと思うんですよね。

大変だったけど、何とかなるだろうということじゃなくて、この際、しっかりと全ての農家の状況をつかんでいくということを今年度されたらどうですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

先ほど和東茶ということでお話しさせてもらったところにつきましては、荒廃地、それから耕作放棄地をなくすための中で、和東町のお茶が世界によいものだというところで発信されたということで、後継者等が育つのではないかというような、耕作放棄地、また廃園等の対策というところの中でお話しさせていただいた部分でありまして、コロナ対策でどうなのかとかいうようなところではございませんでしたので、よろしくをお願いします。

それと、今の農家さんの部分につきましては、私どもも問屋さんの声であったり、JAさんの話であったりとか、農家さんの話とか十分聞かせてはいただいております。問屋さんが言われますと、今年、日本でオリンピックがあると。それ用に買い込んだお茶が十分あって、それ以上のものが買えなかったとか、あと、ゴールデンウィークですね、そのときに家を出ないで自宅でというようなことがあったので、売れ先が確保できないということで、買入れをしても売り先がないというような話であったりとか、それから今、京販で全農の城陽の茶市場を開いておりますけども、従前でしたら大盛況というんでしょうか、問屋さんがどんどん集まってきて、お茶を見て、札を入れて買っていくというような状況もございましたけども、今回の茶市場につきましては入場制限的な格好で、購入されたい問屋さんは来てもらってもいいですけど、冷やかしいとおかしいんですけども、来るだけという方についてはご遠慮願いたいというような形で、本来、人が集まってきていただいて、見に来るきっかけがあって、それで購入しようかというきっかけにもなったかもしれませんが、そういった

人のにぎわいというんですか、購入者の、いわば問屋さんのにぎわいもなかったというようなところもございますでしょう。

また、茶農家さんにつきましては、今おっしゃったように、二番茶をとらずにこれで一番茶、二番茶をとらずに落としてしまって農薬費を控えて、また秋から頑張るとか、樹勢回復ですね、今までかぶせると茶園の勢いが落ちますので、そういった形でそういう対策をしたり、いろいろ各農家におかれましても次年度に向けて工夫・努力、また現状維持の中で何とかしていかんなんということに頑張っているということにつきましても耳にしているところでございます。何とかできればということでありませうけど、なかなかそういった形の中で各個人の農家さんに頑張ってもらわなければ仕方がないところはございますけど、先ほどから出ておりますように、低額ではございますが、10万円を支給給付させていただきまして、元気を出していただく部分。

それと、先ほど言葉にさせていただいたと思うんですけど、高収益作物時期作支援交付金ということで、これは京都府農業再生協議会、それから市町村におきましては、和束町農業再生協議会という組織がございます。要綱の部分につきましては、農協も組織団体、それから農家の組織する団体も事業をやれる団体ということで国のほうは決めておられるようですけど、京都府といたしましては、再生協議会を主体として、10アール当たり5万円が国の規定なんですけど、それに中山間地域につきましては1割増しということで、10アール当たり5.5万円の給付金をいただけるということでございますので、これをとるために今、協議しながら進めているというところがございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

結局、ちゃんと実態をつかむということと言われないうんですよね。そこをまらずしていかないと何も始まらないと思うんですよね。

今、10万円の問題は先ほど評価するとは言いましたけども、けども、実態としては、経営全体を支えるという意味では焼け石に水ではあると思うんです。この未曾有の苦境から立て直していくという意味では、思い切った直接支援がどうしても今後必要になってくるし、国や京都府も一体になった補償の仕組みというものを構築していかないと、来年もやはり大変厳しいことは言われているという状況の中でいえば、そこに踏み込んだ支援をどうつくっていくかということに町長がリーダーシップをとられるということが大変求められていると思います。

農林水産省のコロナ支援対策の内容を全て確認しましたけども、はっきり言いまして、直接支援になり得るのは持続化給付金しかないんです。その条件が厳しい、50%というね。しかも1回しかない。こういうことを本当に変えてもらうということに声を上げていかないと助からないと思うんですね。そこを町長として強く要望いただきたいし、働きかけをしていただきたいと。

この前、京都府の西脇知事ともお会いになったと言われましたけども、そこは具体的に要望いただきたいということと、それと、農薬や肥料などの農家にとっての固定費というものに踏み込んだ支援ですね、そこは町としてもできる限りのそういう仕組みをつくっていくということをおのころ考えるべきだと思うんです。

先ほど、今、言われた補助金だって、ほとんど対象になりますか。新しいことをしていけないとだめなんですよ。そうじゃないんですか。私は京都府にも確認しましたけども、いいですけども、そういう意味では本当に今、困っていることに対してちゃんと直接支援するというのを町長として具体的に要望いただきたいし、町としてもできる限りのそういうスキームをつくっていただきたいと思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

産業の振興、特に茶業の振興は和束町にとって基幹産業は大事な話です。今の対策については、これまでからの課題解決に向けて取り組んでいる内容があります。当然、この生業景観を守っていくという意味で、従来からコロナウイルス関係なしにこれまでの課題解決に取り組んでまいりました。耕作地につきましても、無農薬、そして有機肥料、そういうブランド化というのに取り組んでまいっております。いろんな施策に取り組んできました。その取り組んでいる多くの課題、高齢化の問題、後継者の問題、いろいろ抱えている中での今回のコロナ対策の問題が起こりました。

これについては、先ほども答弁させていただきました。和束町が一番早くやらなきゃならない問題、それとやっぱり国・府と連帯しながら取り組んでいかなきゃならない、この辺は皆、認識しているところは同じでございます。何とかしなきゃならんということで考えております。しかし、すぐとれるところと、今後当面やる問題と、この機会に長期にわたってやる分とか、いろいろやっていかなきゃならん。それを担当、課でも議論しながら、今、進めているところであります。

町でできる分、それぞれの町村と連携として、お互いに茶農家もありますので、連携してやれる分、また、国・府にお願いしなきゃならん分、この辺をあわせて取り組んでいく。これからも通じてやらなきゃならない問題もありますので、この辺はこれからの取り組みの中でやってまいりたいと思っております。

その中で一番困っておられて、すぐ何かしなきゃならんというのは、先ほども1軒1軒に10万円ということで激励支援みたいな感じになりますが、そういう問題でやっております。

それと、国・府・市町村というのがあるんですけども、先ほど担当課長も言っておりますように、JAとか、いろんな協議会でそういった施策もパンフレットも出ていると思いますが、ご案内させてもらっておりますが、そういったところとも十分連携をとりながらやらせていただくというのも大事だろうと。

とりあえず、私どもの基本は、農家のいろんな課題を抱えておられるところに一緒になって考えていけるものは考えて、とにかく一丸となって乗り越えていくことが大事ですので、そういう意味で、今これで終わった、これでしまいじゃない。これからもやらなきゃならんことがあればやっていく。

しかし、和東町の中では、先ほど言いましたが、この機会にどうだろうか。この機会のでられるものと、このときしかできないものとこの期間だけやるという、これが経常経費になっていくと和東町の財政状況はもちませんので、この辺のところを十分見きわめながら、何が大事かというところについてこれからも進めていきたいと思えますので、ひとつご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回だけで例は終わりではないということですが、本当にこれは待たれているというか、来年どうしましょうかというところじゃないわけですね。これを機に、来年もうやめようかという。去年、晩霜被害があって、それで今年はお茶自身は大変頑張っているものをつくっていると。けども、今の経済の状況で売れないと。行き先を失っているという状況の中で苦境にあるというね。ただ、今、本当にこのコロナ問題の危機についてどう対応するかということで遅れをとれば取り返しがつかなくなると。いろいろ茶源郷云々でこれまで茶畑云々でやってこられたけれども、いわゆる生業農業としてしっかり守っていかないと後はないという、そういう危機感の中で次の手を打っていただきたいし、国や京都府にも、先ほど言ったような具体的な要求を突きつけて産地を守ってほしいという思いを共有していただきたいし、ぜひ、次の具体的な手だてを早く打っていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 5 6 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町一般会計補正予算（第 6 号専決）」、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）」、承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）」、承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」、承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」、以上 6 件を一括議題といたします。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第 6 号から承認第 1 1 号の提案理由を申し上げます。

承認第 6 号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第 6 号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第 7 号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、事業勘定において、国民健康保険税及び府支出金の決定等により、直営診療施設勘定においては、診療収入の決定等に伴い、

承認第 8 号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）は、

使用料、分担金並びに山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替工事の完成等に伴い、

承認第 9 号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）は、
分担金並びに一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第 10 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、保
険事業勘定において、介護給付費等に係る国・府支出金の決定等によ
り、

承認第 11 号 令和元年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）
は、後期高齢者医療広域連合納付金の決定等に伴い、それぞれ予算補
正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する
時間的余裕がないことから、

専決処分をさせていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案のほうの説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同
条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和元年度和束町一般会計補正予算（第6号専決）
2. 専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度和束町一般会計補正予算（第6号専決）

令和元年度和束町一般会計補正予算（第6号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,090万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款町税、3 億 7,569 万 4,000 円、△ 1 5 6 万 2,000 円、3 億 7,413 万 2,000 円。

2 款地方譲与税、2,960 万 3,000 円、65 万 3,000 円、3,025 万 6,000 円。

3 款利子割交付金、69 万 5,000 円、△ 36 万 9,000 円、32 万 6,000 円。

4 款配当割交付金、257 万 3,000 円、8 万 4,000 円、265 万 7,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、262 万円、△ 1 1 5 万 6,000 円、146 万 4,000 円。

6 款地方消費税交付金、6,007 万 2,000 円、△ 1 4 0 万 4,000 円、5,866 万 8,000 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、959 万円、39 万 8,000 円、998 万 8,000 円。

8 款自動車取得税交付金、529 万 3,000 円、160 万 6,000 円、689 万 9,000 円。

9 款環境性能割交付金、241 万 2,000 円、△ 70 万 2,000 円、171 万円。

10 款地方特例交付金、668 万 9,000 円、218 万 1,000 円、887 万円。
めくっていただきまして、11 款地方交付税、15 億 9,377 万 9,000 円、7 1 2 万 9,000 円、16 億 90 万 8,000 円。

12 款交通安全対策特別交付金、20 万円、△ 20 万円、0 円。

13 款分担金及び負担金、7,698 万 5,000 円、△ 1 8 9 万 8,000 円、7,508 万 7,000 円。

14 款使用料及び手数料、3,084 万 2,000 円、△ 97 万 7,000 円、2,986 万 5,000 円。

15款国庫支出金、2億3,305万8,000円、△156万1,000円、2億3,149万7,000円。

16款府支出金、1億9,673万円、371万3,000円、2億44万3,000円。

17款財産収入、25万4,000円、15万1,000円、40万5,000円。

18款寄付金、73万1,000円、1万5,000円、74万6,000円。

おめくりいただきまして、19款繰入金、9,102万5,000円、△9万8,000円、9,092万7,000円。

21款諸収入、6,431万1,000円、△3,000円、6,430万8,000円。

22款町債、3億8,790万円、△2,200万円、3億6,590万円。

歳入合計、32億9,690万円、△1,600万円、32億8,090万円でございます。

続いて、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款議会費、5,511万円、△51万2,000円、5,459万8,000円。

2款総務費、6億1,463万1,000円、3,537万5,000円、6億5,000万6,000円。

3款民生費、6億9,780万3,000円、1,428万8,000円、7億1,209万1,000円。

4款衛生費、5億1,476万8,000円、△2,309万1,000円、4億9,167万7,000円。

5款農林業費、1億6,619万4,000円、△442万6,000円、1億6,176万8,000円。

6款商工費、1億4,222万9,000円、△143万6,000円、1億4,07

9万3,000円。

7款土木費、2億617万5,000円、△1,242万8,000円、1億9,374万7,000円。

めくっていただきまして、続きまして、8款消防費、1億8,846万7,000円、△121万9,000円、1億8,724万8,000円。

9款教育費、2億3,737万2,000円、△1,471万5,000円、2億2,265万7,000円。

10款災害復旧費、8,852万5,000円、△474万3,000円、8,378万2,000円。

11款公債費、3億8,061万6,000円、△309万3,000円、3億7,752万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、第2表 繰越明許費補正でございます。

1. 変更

款、項、事業名、補正前、補正後の順に説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、老人憩いの家屋根改修事業、347万2,000円、364万円。

6款商工費、1項商工費、湯船マウンテンバイクランド整備事業、1,320万円、1,731万4,000円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、門前橋整備事業、1,300万円、900万円。

同款、同項、祝橋整備事業、540万円、0円。

同款、同項、石寺橋整備事業、510万円、38万4,000円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、800万円、372万3,000円。

同款、同項、農地災害復旧事業、200万円、0円。

同款、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、3,509万円、3,315万円。

続きまして、第3表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

広域事務組合大規模改修負担金（過疎対策）、1,520万円、証書借入れ又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

1,330万円、なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前の同様の内容でございますので、以降省略をさせていただきます。

湯船マウンテンバイクランド整備事業（辺地対策）、5,580万円、5,450万円。

門前橋整備事業（過疎対策）、1,700万円、1,100万円。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、3,680万円、3,430万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、1,860万円、1,610万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、250万円、200万円。

めくっていただきまして、石寺橋整備事業（過疎対策）、250万円、190万円。

相楽東部広域連合小学校トイレ改修事業（過疎対策）、2,050万円、1,800万円。

相楽東部広域連合給食センター空調機器改修事業（過疎対策）、2,930万円、2,920万円。

災害復旧事業、3,090万円、2,680万円。

計でございます。補正前 2 億 2,910 万円、補正後 2 億 710 万円。

以上でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和元年度和束町一般会計補正予算（第 6 号専決）、No. 6 に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページの総括につきましては、議案書と重複しますので省略をさせていただきますまして、5 ページ、6 ページのほうをよろしくお願いいたします。

なお、補正の内容につきましては、主立ったもののみ説明させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

10 款地方特例交付金、2 項子ども・子育て支援臨時交付金、1 目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額 267 万 8,000 円でございます。

1 節子ども・子育て支援臨時交付金ということで、267 万 8,000 円計上させていただきます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 712 万 9,000 円でございます。

これにつきましては、特別交付税ということで 712 万 9,000 円計上をさせていただきます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額は△298 万 4,000 円でございます。

主なものにつきましては、1 節社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付負担金ということで 283 万 9,000 円減額をさせていただきます。

同款、同項、3 目災害復旧費国庫負担金、補正額 582 万 4,000 円でございます。

1 節公共土木施設災害復旧費負担金ということで、道路橋りょう災害復旧費負担金

で582万4,000円予算を計上させていただいております。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、補正額が△432万6,000円でございます。

これにつきましては、1節総務管理費補助金で、主なものといたしまして、個人番号カード交付事務費補助金84万円の減額、また地方創生推進交付金ということで4事業を上げております。計342万円減額をさせていただいております。

11ページ、12ページをお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金で△201万6,000円でございます。

主なものにつきましては、1節社会福祉負担金で△126万8,000円。

そのうち主なものといたしまして、国保基盤安定負担金で84万5,000円の増、障害者自立支援給付費負担金で198万8,000円の減額となっております。

続いて、13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金で△467万4,000円の補正額でございます。

主なものにつきましては、1節総務管理費補助金ということで△517万2,000円。

これにつきましては、きょうと連携交付金、市町村未来づくり交付金の財源充当による変更のものでございます。

続いて、同款、同項、2目民生費府補助金で△218万7,000円の補正額でございます。

主なものにつきましては、めくっていただきまして、15ページ、16ページの2節児童福祉費補助金で△369万8,000円。

そのうち主なものが市町村体制づくり交付金（保育士専門職員）で237万3,000円、同じく、市町村未来づくり交付金（保育園耐震改修設計）で220万円の減

額となっているところでございます。

同款、同項、3目衛生費府補助金で、補正額585万9,000円でございます。

主なものにつきましては、めくっていただきました17ページ、18ページの2節清掃費補助金ということで、546万1,000円、きょうと連携交付金（相楽東部広域連合ごみ処理に係る分といたしまして、456万4,000円計上させていただいております。

同款、同項、4目農林業費府補助金、738万8,000円の補正額でございます。

主なものといたしまして、1節農業費補助金670万7,000円、そのうち主なものがきょうと連携交付金、和束茶を生かした新産業創出事業ということで594万4,000円計上させていただいております。

少しおめくりいただきまして、続いて、21ページ、22ページをお願いいたします。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入ということで△53万1,000円。

主なものといたしまして、2節雑入ということで31万円計上させていただいておりますが、その中でプレミアム付商品券販売料102万8,000円の減額、保育所広域入所受託料197万7,000円を計上させていただいているところでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、6目土木債、△1,210万円の補正額でございます。

1節道路橋りょう債で過疎対策事業債（門前橋整備事業）△600万円、（道路拡幅改良事業）△250万円、（橋りょう補修事業）△250万円が主なものでございます。

同款、同項、8目教育債、△260万円の補正額でございます。

1節教育総務債ということで、過疎対策事業債（小学校トイレ改修事業）250万円の減額が主なものでございます。

同款、同項、9目災害復旧債、△410万円の補正額でございます。

主なものといたしまして、1節農林業施設災害復旧債△480万円。内訳といたしまして、農業用施設災害復旧債300万円の減額、農地災害復旧事業債180万円の減額となっているところでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

続いて、歳出のほうの説明をさせていただきます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1,138万5,000円の減額でございます。

主な内容につきましては、職員人件費の減、それと18節備品購入費181万1,000円の減額、総合行政情報ネットワーク機器の備品購入費ということで174万2,000円減額させていただいております。

19節負担金補助及び交付金では312万9,000円の減額。主なものにつきましては、相楽東部広域連合負担金284万3,000円の減となっているところでございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

同款、同項、2目企画費、△1,054万9,000円の補正額となっているところでございます。

主なものといたしまして、13節委託料で176万7,000円の減。内容といたしまして、地域おこし協力隊まちづくり事業委託料81万2,000円の減額、湯船森林公園満喫イベント事業委託料83万5,000円の減額となっているところでございます。

また、19節負担金補助及び交付金で△786万4,000円。主なものといたしまして、移住促進住宅整備事業補助金△450万円、湯船活性化推進（商品開発補助

金) △ 1 3 0 万円、湯船活性化補助金 (移住促進) △ 1 2 1 万 2 , 0 0 0 円となっていて
いるところでございます。

2 9 ページ、3 0 ページをお願いいたします。

同款、同項、7 目財産管理費で 6 , 2 7 0 万円の補正額でございます。

これにつきましては、2 5 節積立金ということで、地方財政法に従いまして、昨年度
の決算の 2 分の 1 相当額を積立てさせていただいております。財政調整基金積立金
といたしまして 6 , 3 0 0 万円でございます。

3 1 ページ、3 2 ページをお願いいたします。

同款、2 項徴税費、1 目税務総務費で 2 0 9 万 6 , 0 0 0 円の減額となっております。
す。

主なものにつきましては、職員人件費の減と 1 9 節負担金補助及び交付金で京都地
方税機構負担金 1 5 5 万円減額をさせていただいているところでございます。

3 5 ページ、3 6 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で 3 , 2 0 8 万 8 , 0 0 0 円の補
正額となっております。

主なものにつきましては、職員人件費の減額並びに 2 5 節積立金で地域福祉基金積
立金として 4 , 0 0 0 万円積立てをさせていただいております。

また、2 8 節繰出金では、国保基盤安定等繰出金を 1 3 5 万 3 , 0 0 0 円減額させ
ていただいております。

同款、同項、3 目老人福祉費で △ 6 0 4 万円の補正額でございます。

主なものといたしまして、2 0 節扶助費、老人医療で減額の 2 5 0 万円、2 8 節繰
出金といたしまして、介護保険事業勘定繰出金 1 3 7 万 8 , 0 0 0 円の減額、後期高
齢者医療特別会計繰出金 1 7 8 万 5 , 0 0 0 円の減額となっているところございま
す。

3 7 ページ、3 8 ページをお願いいたします。

同款、同項、6目人権ふれあいセンター費、△264万2,000円の補正額となっているところでございます。

これにつきましては、職員人件費の減と13節委託料ということでイベント業務委託料、これにつきましては、3月に予定しておりました人権フェスティバルの関係ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止させていただきまして、その委託料万8,000円の減となっているところでございます。

同款、2項児童福祉費、3目保育所費で452万7,000円の減額補正となっているところでございます。

内容につきまして、39ページ、40ページでございますが、職員人件費、臨時アルバイト職員賃金の減というのが主な内容でございます。

続いて、41ページ、42ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、△1,504万1,000円の補正額でございます。

19節負担金補助及び交付金で相楽東部広域連合負担金1,504万1,000円の減額を計上しております。

同款、同項、2目し尿処理費、△297万円でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで、相楽郡広域事務組合分担金が180万3,000円の減、広域事務組合負担金、し尿券の分といたしまして116万7,000円減額をさせていただいているところでございます。

少しページは飛ばさせていただきまして、49ページ、50ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で△831万9,000円の補正額となっております。

主なものといたしまして、15節工事請負費で665万7,000円の減額、22節補償補填及び賠償金で127万円減額をさせていただいているところでございます。

51 ページ、52 ページをお願いいたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、△1,471 万 5,000 円の補正額となっております。

1.9 節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金の減額でございます。

1.0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、2 目農地災害復旧費、△262 万 4,000 円の補正額でございます。

主なものといたしまして、1.5 節工事請負費で農地災害復旧工事費 259 万 9,000 円を減額させていただいているところでございます。

53 ページ、54 ページをお願いいたします。

1.1 款公債費、1 項公債費、2 目利子ということで、△285 万 6,000 円の補正額でございます。

主なものといたしまして、2.3 節償還金利子及び割引料ということで、町債償還利子 249 万 7,000 円減額をさせていただいているところでございます。

55 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、また後ほどお目通しいただきますようよろしくをお願いいたします。

特別会計につきましては、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きますので、私のほうから、承認第7号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月11日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 事業勘定において国民健康保険税並びに府支出金等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,720万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,216万2,000円とし、直営施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,250万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 億3,609万6,000円、△374万円、1 億3,235万6,000円。

3 款国庫支出金、9,000円、11万5,000円、12万4,000円。

4 款府支出金、4 億7,667万1,000円、△2,607万6,000円、4 億5,059万5,000円。

6 款繰入金、4,548万9,000円、△135万5,000円、4,413万4,000円。

7 款繰越金、14万2,000円、1,385万6,000円、1,399万8,000円。

歳入合計、6 億5,936万2,000円、△1,720万円、6 億4,216万2,000円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、424万6,000円、△25万7,000円、398万9,000円。

2 款保険給付費、4 億5,485万6,000円、△2,614万2,000円、4 億2,871万4,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億8,276万5,000円、△998万円、1

億 7,278万5,000円。

6款保健事業費、1,206万1,000円、△42万4,000円、1,163万7,000円。

7款公債費3万円、△3万円、0円。

8款諸支出金、40万3,000円、1,963万3,000円、2,003万6,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.7、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

なお、説明につきましては主なもののみとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

まず、5ページ、6ページの歳入でございますが、4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、△2,607万6,000円。

1節普通交付金で、△2,557万円となっております。

続きまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で1,385万6,000円。

1節前年度繰越金で1,385万6,000円でございます。

続きまして、7ページ、8ページでございます。

歳出でございますが、こちらにつきましても主なもののみとさせていただきたいと思っております。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、△1,898万2,000円。

そのうち主なものといいたしましては、19節負担金補助及び交付金でございます。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、△563万7,000円。

19節負担金補助及び交付金563万7,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページでございますが、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、△998万円でございます。

こちらにつきましても、19節負担金補助及び交付金で△998万円でございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページでございます。

8款諸支出金、4項基金積立金、1目財政調整基金積立金で2,000万円の補正額でございます。

財政調整基金への積立金として2,000万円計上しております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、直営施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を代わらせていただきます。

○議長（小西 啓君）

診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

私のほうからは、直営診療施設勘定について説明させていただきます。

議案書のほうにお戻りください。

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款診療収入、6,688万8,000円、△1,125万6,000円、5,563万2,000円です。

2款使用料及び手数料、47万円、△8万円、39万円です。

7款財産収入、1,000円、△1,000円、0円。

8款諸収入、794万4,000円、△106万3,000円、688万1,000

円。

歳入合計ですが、1億490万円、△1,240万円、9,250万円となっております。

めくっていただきまして、続いて、歳出です。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、7,165万8,000円、△644万4,000円、6,521万4,000円。

2款医業費、3,302万9,000円、△594万3,000円、2,708万6,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額ですので、省略させていただきます。

次に、予算に関する説明書、直営診療施設勘定をごらんください。

1ページから4ページにつきましては議案書と同じですので、省略させていただきます。

次に、5ページをごらんください。

歳入につきましては、主なものとさせていただきます。

まずは、5ページの1款診療収入、2項外来収入、1目国民健康保険診療収入、1節現年度分251万6,000円の減額となっております。

それから、同じく、7目後期高齢者医療保険診療報酬収入につきましては、490万円の減額となっております。

それから、めくっていただきまして、7ページをごらんください。

歳出につきましても、主なものとさせていただきます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の3節職員手当等で△301万9,000円、同じく、11節需用費につきましては△123万2,000円。

それから、2款医業費、1項医業費、3目医薬品衛生材料費につきましては△449万8,000円となっております。

それから、11ページ以降につきましては給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後2時30分まで休憩いたします。

休憩（午後2時17分～午後2時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、承認第8号から説明させていただきます。

議案書をお開きください。

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月11日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 使用料及び手数料並びに分担金及び負担金、山口線拡幅改良工事

に伴う水道管布設替工事請負費を変更する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）

令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,590万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順でご説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、7,918万2,000円、△82万9,000円、7,835万3,000円。

2 款分担金及び負担金、671万2,000円、△186万1,000円、485万1,000円。

歳入合計、3億5,859万円、△269万円、3億5,590万円。

おめくりいただきまして、歳出です。

歳出につきましても、同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、5,493万円、△142万円、5,351万円。

2 款施設費、2 億 1,046 万 3,000 円、△ 127 万円、2 億 919 万 3,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

予算に関する説明書 No. 8 をお開きください。

総括につきましては割愛させていただきます。

5 ページ、6 ページ、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料でございます。△ 81 万 4,000 円。

現年度分の減額でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設分担金、△ 186 万 1,000 円。

これは工事に伴う分担金でございます。現年度分でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出も同様、歳入と同じ説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。△ 142 万円。

主なものとしましては、水道メーターの交換等の減額でございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。127 万円でございます。

これにつきましては、山口線の改良に伴う布設替工事等の工事請負費でございます。

以上、簡易水道特別会計（第 8 号専決）でございます。

続きまして、承認第 9 号でございます。

議案書にお戻りください。

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年 3 月 31 日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号専決)
2. 専決理由 分担金並びに一般会計繰入金等の変更に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号専決)

令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号専決)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 270 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,096 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 31 日 専決

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第 1 表でございます。

これも先ほどの簡易水道と同様の説明とさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、10 万円、補正額△10 万円、0 円。

2 款使用料及び手数料、3,028 万 4,000 円、△55 万円 7,000 円、2,972 万 7,000 円。

5 款繰入金、1 億 4,962 万 3,000 円、△174 万 8,000 円、1 億 4,787 万 5,000 円。

6 款繰越金、209 万 9,000 円、20 万 9,000 円、230 万 8,000 円。

7 款諸収入、4,000 円、△4,000 円、0 円。

8 款町債、6,820 万円、△50 万円、6,770 万円。

歳入合計でございます。2 億 6,366 万円、△270 万円、2 億 6,096 万円。

歳出でございます。

1 款総務費、1,795 万 4,000 円、△66 万 4,000 円、1,729 万円。

2 款管理費、7,580 万円、△190 万 2,000 円、7,389 万 8,000 円。

4 款公債費、1 億 6,940 万 6,000 円、△13 万 4,000 円、1 億 6,927 万 2,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

第 2 表 地方債の補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、2,470 万円、証書借入れ又は証券発行、年 5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2,420万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.9をお開きください。

これも同様、総括につきましては省略させていただきます。

歳入につきまして、主なものとしまして、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、174万8,000円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、主に職員の人件費等経常経費でございます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、△94万7,000円でございます。

主なものとしまして、施設の管理運営に係る経費でございます。

2目管渠管理費、△95万5,000円。

こちらにつきましても、管渠の管理の部分でございます。経常経費の中から減額で整理をしたものでございます。

4款公債費、1項公債費、2目利子、13万4,000円。

利率の割引料でございます。

そのあとに給与明細をつけております。後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

以上、担当部分の予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、承認第10号の提案をさせていただきます。

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月11日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）

2. 専決理由 令和元年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）

令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,095万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,105万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款保険料、1億2,251万円、△492万円、1億1,759万円。

2款使用料及び手数料、1,000円、△1,000円、0円。

3款国庫支出金、1億6,034万円、19万4,000円、1億6,053万4,000円。

4款支払基金交付金、1億7,131万8,000円、5万円、1億7,136万8,000円。

5款府支出金、9,555万8,000円、10万9,000円、9,566万7,000円。

7款繰入金、9,396万6,000円、△137万8,000円、9,258万8,000円。

8款諸収入、5,000円、△4,000円、1,000円。

9款繰越金、830万1,000円、△500万円、330万1,000円。

歳入合計、6億5,200万円、△1,095万円、6億4,105万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、911万7,000円、△9万1,000円、902万6,000円。

2款保険給付費、6億600万3,000円、△805万4,000円、5億9,794万9,000円。

4款地域支援事業費、3,243万7,000円、△194万4,000円、3,049万3,000円。

6款公債費、5万円、△5万円、0円。

7款諸支出金、402万円、△74万5,000円、327万5,000円。

8 款予備費、37万2,000円、△6万6,000円、30万6,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.10、予算に関する説明書、令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）をごらんください。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正額△492万円。

これにつきましては、主なものといたしまして、第1節現年度分の特別徴集保険料で△468万5,000円となっております。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いします。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、△500万円。

これにつきましては、前年度分の繰越金となっております。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

これにつきましても、主なもののみ説明させていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△363万6,000円。

1 9 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、△130万円。

主なものといたしましては、次ページの19節負担金補助及び交付金で△128万円でございます。

17 ページ以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通し願いた

いと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、承認第11号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月11日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和元年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

2. 専決理由 令和元年度の後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算補正をする費用が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号

専決)

令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号専決)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,959万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(会計年度の名称)

第2条 平成31年度和東町後期高齢者医療特別会計予算における元号の表示について、「令和」に統一する

令和2年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入からでございますが、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、4,025万1,000円、190万4,000円、4,215万5,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,589万円、△178万6,000円、2,410万4,000円。

4 款繰越金、14万5,000円、26万8,000円、41万3,000円。

5 款諸収入、270万4,000円、21万9,000円、292万3,000円。

歳入合計、6,900万円、59万5,000円、6,959万5,000円でございます。

続きまして、めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、60万7,000円、△6万1,000円、54万6,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、6,291万6,000円、122万6,000円、6,414万2,000円。

3 款保健事業費、510万円、△43万円、467万円。

4 款諸支出金、20万1,000円、△14万円、6万1,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.11、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1 ページから4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ以降をお開きいただきたいと思います。

まず、5 ページ、6 ページの歳入からでございます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額75万1,000円。

現年度分でございます。

2 目普通徴収保険料、補正額115万3,000円。

1 節現年度分として76万8,000円、2 節滞納繰越分として38万5,000円の補正でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△178万6,000円。

1 節事務費繰入分として78万8,000円の減額、2 節保険基盤安定繰入金として99万8,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページ、歳出でございますが、こちらにつきましても主なもののみとさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後

期高齢者医療広域連合納付金、122万6,000円。

19節負担金補助及び交付金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、一般会計の28ページの奨学金というところがあるんですけども、先ほど一般質問でも出ていたんですけども、先ほどの答弁では、最近の部分では高校生8名、大学生1名が受けておられるということで答弁いただいておりますけども、元年度の関係ではどのような傾向があったのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員、先ほど一般質問の際、令和元年度ということで説明をさせていただきました。

令和2年度につきましては、6月から募集をさせていただいております、現在のところ申請はまだ出ていない状況でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

わかりました。

それで、先ほど答弁いただいた中で、いわゆる専門学校生を対象外にしていることについての、いわゆる合理的な根拠はないのではないかというふうに申しました。実

際に答弁を聞いていまして、特別、専門学生を対象外にする理由というのは見当た
らなかったと思うんですね。先ほども言いましたけども、いわゆる奨学金のあります
日本学生支援機構等が支給している奨学金の対象にも専門学生はなっておりますし、
何度も言いますけども、この間のコロナ対策で学び継続のための支援金の対象にもな
っております。そういう意味では、和東町としての支給制度についても専門学生を対
象に入れるということは大変合理的な話だと思いますので、改めて確認したいんです
けども、これは多分要綱で運営されていると思いますので、専門学生を加えていただ
けたらそれで運用ができると思いますので、特にそういう合理的な対象外にする理由
がないのであれば直ちに対象に入れていただいて運用いただきたいと思いますが、そ
れでよろしいですか。町長、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これは先ほども答弁させていただいていましたように、当初、給付行為をいただい
た中で、それを種々活かして制度をつくりました。今、ご質問がありますように、専
門学生が対象に入れても、入れないという合理的な理由が見当たらない、この辺のご
質問でございますので、その辺のところ本当にそうなんか、そういうところをきち
っと整理をしていく必要があると思いますので、今のところは入れないという話しか
できませんけども、今ご質問をいただきながら、今後どこにどういうものがあるのか、
そういう内容を見定めてまいりたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこは直ちに検討いただいて、対象に入れていただくようお願いしたいと思いま
す。

それと、ページでいいますと40ページ。

放課後児童対策費の関係なんですけども、令和元年度の年度末といいますのは、新型コロナウイルスの感染拡大がある中で、学校が一斉に休校するということが3月にありました。その上で、いわゆる学童保育につきましては、大変それをフォローする上で大きな役割を果たしていただいたというふうに思っておりますけども、当初はいわゆる朝から受け入れていただくということで動いていただいていたと思うんですけども、ただ、やはり体制上の問題もあったかと思うんですが、途中でいわゆる午後からの受入れということで変更されたというふうに聞いておりますが、この辺の運営の状況等を報告いただけたらと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

学童保育は午後からの受入れといいますのは、人員の体制が朝8時から夕方6時、延長で6時半まで。それで、月曜日から土曜日まで運営している中で、現行の職員で全部賄うのは人員的に難しいということで、学校にご相談させていただきまして、そういうことでしたら小学校のほうで何とか受入れいたしまししょうというようなお話をいただきまして、午前中につきましては小学校のほうで一部見ていただく。それ以降、午後につきましては学童で見させていただくという形でお預かりをさせていただいたということでございますので、午前中を切り離して子供を見ないということではなくて、きちっと1日見られる体制だけにはつくらせていただいたということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる、学校のほうで特別預かりということで、小学校のほうでしていただいたということで、学童の子については午前中はそこで基本的には過ごすということでフォローいただいたとは思いますが、今回のコロナウイルスの関係とかで、もちろん朝から受け入れるかどうかは別にしましても、やはり一定、職員体制といえますかね、指導員さんの体制というのが安定した体制が必要だというふうに、いわゆる子供のこともそうですし、やはり消毒であるとか、また、感染予防対策ということを徹底していくという意味でもかなりご負担が多いと思うんです。

そういう意味でも、やはり身分的に指導員さんのほうで安定的に保証していくという職員さんがおられるということが大変安定的に運営していく上でも大事だというふうに私は思っておるんですけれども、その辺、担当課として、今後また第2波、第3波とかいった場合に、学校がまたどういうふうになるかわからないと。やはり児童クラブの受入体制は大変大事になってくると思うんですけれども、その辺の今後の見通しを含めて、どうお考えかお聞かせ願いたい。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

岡本議員のご質問はおっしゃるとおり、確かに第2波、第3波があり、小学校等また臨時休業ということになりましたら、当然ながら、学童保育所のほうで通常平日でありましても、朝から受入れさせていただくということで考えておるわけなんです、今現状で学童保育の指導員の方につきましては、朝の8時から夕方6時半まで、また土曜日までの6日間ずっと見ていくというのは、労働的にも時間的に大変無理なので、確かにたくさん雇用登録させていただいて、そういうときのためにというので準備しておくのは大変大事だとは思いますが、ただ、今、学校が始まっている平時でもずっと雇用するというわけにもいきませんし、本町におきましては、一応、国の基準、

40人に対して2名というところを40名に対して4名の指導員をつけている中で、何とか回っていけないかなと思っているところではございます。

ただ、さきの質問にありましたように、3月からの休校を受けまして、小学校のご行為での特別預りという形を使わせていただいた中で何とか運営していったという経緯もございますので、人員確保につきましては、今後もう少ししたらまた夏休みということで長期休暇も来ますので、職員の確保にはこれからもずっと努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回の感染拡大の中で起こっていることというのはぜひ教訓にさせていただいて、やはり必要な体制を確保していくということについて、そこはぜひ検討いただきたいと思っております。

次に、コロナの関係で、いわゆる学校が休みになるという中で、お子さんを持っている職員の方、また、アルバイトの方等の休業補償といいますか、いわゆる休暇をどう扱うかということも対応があったと思うんですけども、それはいわゆる3月以降につきましても休校が延びたということもありますし、その辺どのように町の役場の中の職員の方のそういったお子さんがおられる方の扱いであるとか、また、今でいえば会計年度任用職員の方であるとか、そういった方のコロナの関係による休暇の扱いであるとか、勤務の補償であるとか、その辺はどのように対応されているんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうから、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、3月以降、当然、コロナウイルスの関係で子育てを自宅でしなければならないということでございましたので、一定、職員の規則を改正いたしまして対応させていただいております。実際、職員につきましては、全て特別休暇扱いという形で、有給の休暇を与えているところでございます。これまでも保育園の職員、また建設事業課等の職員、その対応をさせていただいております。

また、3月につきましては臨時職員、4月以降は会計年度任用職員につきましても、実際、保育士の方で1名あったわけなんですけども、それにつきましては、当然、もともとローテーションを組んでいた、その分につきましては給料を保証するという形でお支払いをさせていただいているところでございます。

今後につきましても、こういう形で万が一またコロナウイルスが蔓延をし、子供の学校が休校、また保育園が休園になった場合、その対応をさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それと、あと関連しまして、いわゆるそういう臨時的な職員の方というか、会計年度のパートの職員であるとかいう方で、一定、勤務がはっきりしている部分というか、週何日とかいう形でシフトが決まっている方は、それを補償するという意味ではわかりやすい面もあるんですけども、職種によりましてはそれが特定しにくい職種の方もおられるというふうに思います。

その一つが、介護認定調査員の方がおられると思ひまして、いわゆる介護認定につきましては訪問調査が必要になります。訪問する場合、今、感染防止ということで、相手さんのほうも遠慮したいとかいうことも含めて、行けないとかいうこともありますし、今、厚生労働省のほうから、認定調査についてはいわゆる延長ということで、

1年延長できるという措置を取りまして、認定の調査自身の数を制限するというような措置をまだ取られているというふうに思います。

そういう中で、やはり本来、調査員の方が普通であれば、週に何回とか月に何件とか行けるはずであった調査がなくなるという中でいいますと、その分、減収につながっていくということにもなると思うんですが、その辺についての状況と対応について答弁いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えします。

ただいまのご質問ですが、確かに、介護認定調査員につきましては、4月以降、調査の件数自体、和東町といたしまして減っております。

岡本議員からありましたように、国のお示しのとおり、認定期間が過ぎた方につきましても、施設等で立入りを止められている場所につきましては、当然、調査もできませんので、一定、本人さんの影響のない範囲内で1年以内の延長ということをさせていただいていますので、確かに、その部分につきましては調査件数が減っているというのは事実でございます。

ただ、これにつきましては、誰にどれだけの数、1週間に、1か月にというので、もともと計算してお雇いしているということでもございませんので、今のところ特段の財政措置といえますか、休業補償のところについてはいたしておらないわけですが、確かにおっしゃるとおり、雇用の関係から、この辺につきましては何らかのことも考えならんのかなというようには思っておったんですけども、今のところ、国とかの制度の中でもこういうものが見当たらないというところ、また、うちといたしましても、1人雇用するときに1か月に10件ぐらいの調査がありますよというような形での雇用の方ではございませんので、今のところ、休業の補償等というところ

については考えてないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

介護認定調査員の会計年度任用職員としての募集は3次募集だったと思うんですけども、それでいうと大体決まっていたと思うんですよ。一応、大体週に3日程度で、午後からの4時間程度というふうに、多分、雇用の条件としては決まっていたと思います。ですから、そういう意味では、その分について雇っている側として一定ちゃんと補償するというのが私は必要だと思うんですね。

これは3月5日付で総務省のほうから、いわゆるそういったコロナの感染に関わっているいろいろな職員の方の勤務体制についての柔軟な対応ですね、もし、その仕事が無かったら別の仕事をするであるとか、違う仕事を補償して収入を確保するであるとか、そういうことも含めて、一定、補償というか、手当するように総務省のほうからもそういう通知というのが私はあったというふうに聞いております。

ほかの自治体にしましても、そういういろんな形で手当をしている自治体もありますし、いわゆるほかの仕事を週に3日やったら3日分用意して、休ませずに来ていただくと、そういう手だてをとっている実態もございます。ですから、全くそれをしないととなると、下手をすると全く収入がなくなるということにもなってしまいますので、そこは何かの手だてを行うというのが雇う側としての責任だというふうに思いますので、そこはそういう手だてをとっていただきたいと。これは人事のこともありますので、総務課長にお聞きしておきたいと思うんです。

もう1点関連して、これは農村の関係にもなるんですけども、この間、公共的な施設の関係の休業がありまして、例えば、活性化センターの関係でいいますと、和東荘の休業とかされたと思うんですね。その際に、いわゆる先ほどの報告書にもありまし

たけども、和東荘を回すのにアルバイトの方を10人ぐらい雇っておられますよね。そういった方の、例えば、今の話ですけども、そういうような本来だったらこういう形で雇っていると。仕事が入るといふ予定があったかもしれないけども、仕事が無くなるとか、お客が来なくなるから、その分、仕事が無くなって勤務が無くなるということも起こっていたと思うんですね。その辺の対応というのは、そっちのサイドではどうされていたのかというの、実態的にどうされていたんかということをお報告というか、説明いただきたいと思ひます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員から、人事課ということでお総務課でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

福祉課長のほうから、介護認定調査員さんの会計年度任用職員の勤務時間の関係で、ご質問がございまして、現在のところまで福祉課では対応をしてないというところでございますが、岡本議員に私も一度お話ししたことがあったと思ひますけども、当然雇うべき必要のある時間については、当然、賃金を支払わなければならないと。違ふ仕事であっても、確かに5月の連休以降、コロナウイルスの関係で、やはり児童クラブもそうでしたし、私どもの特別低額給付金の補助事務ですね、そういう仕事がありますので、今後につきましては福祉課長と連携を図りながら対応させていただきたいというふうにお考えしております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

和東荘につきまして、休業の部分について予約のキャンセル等がございました。調理人とか、またほかの支配人とかございますけども、一定、月給という形の中で雇用させていただいておりますので、その分については当然支払っていくと。

あと、アルバイト、臨時につきましては、お客さんが入って仕事に入っていただくという面もございますけども、できるだけ支払うという方向の中で、去年なりの実績を見ながらということで向こうのほうでは考えておるようですので、よろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、世間では、休業手当とか休業補償の関係が一番相談が多いらしいです。いわゆるそうやって仕事がなくなってしまって、その後どうやって収入を得るのかということで、事業所のほうも大変なんですけど、そっちのほうはなかなか休業手当を出してくれないというようなケースが多くて、公務員の職場でもそういったことが若干起きているというふうに聞いておりますので、今後もそういったケースが感染の状況によってはまた起こってくるということもありますので、そういう働く方にとって不利益がないように配慮いただいて、補償手当のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、31ページの交通対策の関係で少しお聞きしておきたいんですけども、奈良交通のバスの関係なんですけども、前からよく聞くんですけども、JR加茂駅を出発して小杉に向かうんですけども、大体よくJRとの連結というのを重視いただいていると思うんですね。極力JRが着いて、あまり間がないように連結して運行していただくということで、そこはいろいろ配慮はいただいているんですけども、ただ、いかんせん、JRのほうが遅れることが多くて、すぐに10分、20分の遅れが出ると。そうなりますと、本当だったらうまく連結していたのに、間に合わなくて、バスがさ

きに行ってしまうということをよく聞くんですね。それが例えば10分も15分も後やったらまだ諦めもつくんですけども、1分とか2分の5分以内のところで、そこに見えてるのにみたいなどこでも行ってしまおうと。後は次いうたらもう1時間後とかいうようなことで、もうちょっと何とかならないのかと。その辺の連携して、もうちょっと遅れるけど待ってってくれへんかというようなことも含めて、JRと奈良交通バスのほうで、遅れがあるんだったら、その情報をちゃんと伝えて一定時間を待つとかいうこともできるんであればぜひしていただきたいと思うんですが、その辺のJRと奈良交通の連携についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

たしか以前にも同じような話を聞かせていただきまして、和東町からは、一定、奈良交通のほうに申入れをさせていただいております。特に、岡本議員がおっしゃるように、これから梅雨どきを迎えます、単線区間でございます。実際、昨年度から20分に1本の鉄道が30分に1本の路線に変わっているということもございますので、再度、奈良交通のほうにはその申入れをさせていただきたい。

あわせまして、JR西日本の関係で、そういう会議等ですね、機会がありましたら和東町から要望させていただきたい。奈良交通と連絡を取り合えるような体制をお願いしたいということで申入れを行いたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ページ数でいいますと、一般会計の51ページなのですが、災害対策費の関係なんです。

今回のコロナの関係で毎日夜に状況の内容の防災無線、各家庭にある受信機のほうで案内をしていただいていたんですが、あの機械も随分経年劣化というか、やはり以前からそういうお声もよく聞いているんですが、音がひずんで聞き取りづらいとか、そういう内容もありますし、また今回、途中で放送が途切れてしまう。例えば、「総務課からのお知らせです」、そこから後は聞こえない。鳴らないというのがあったとかいうのがございまして、機器について、今後更新もしていかないといけないのかなというふうに思うわけですし、また、コロナの第2波、第3波の問題もございまして、豪雨とかの災害に対してのそういった情報も活用しないといけないわけですから、そのあたりの検討をできたらなと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えなのか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

防災行政無線につきましては、通常の日でありましたら午後7時半から連絡放送ということでさせていただいております。

今、高山議員のほうから、音声途中で切れるという話を聞いて驚いているわけなんですけども、これにつきましては、業者と当然保守業務というのはさせていただいておりますので、そういう事例がありましたら連絡をいただきたいと。その旨、対応をさせていただきたいと思います。

一定、機械につきましても、電池の部分と電気で使う部分と、年間五、六台の故障が発生しております。住民の方から連絡をいただければ代わりの機械をすぐ担当が持って行かせていただいておりますので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

なお、定時の放送につきましては、現在、職員がそれぞれの課で責任を持って入力

作業をさせていただいております。最終的な確認ということで総務課のほうでさせていただきながら、そういうことがないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

あと1点はですね、簡易水道の関係なんです。

昨年ですね、石寺地内で管路から漏水があった。先日も石寺地内で漏水があった。路面に吹き出していたというような事案が発生して、応急的な対応をしていただいたんですが、やはり西部の簡水ですから、もう随分年数もたっているかなというふうに思うんですが、今後のそのあたりの整備計画とか、そういったところはどのようにお考えなのか、そこのあたりを教えていただけたらなと。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

西部水源につきましては、昭和57年あたりの整備の完了だと受けています。40年が経過した状況になっているということです。確かに、管につきましてはかなりの老朽が進んでいるのもわかっております。

今、高山議員が言われました箇所につきましては、圧が一番高いところで、どうしてもちょっとした衝撃で疲労を起こして漏水する状況になってきているのが現実でございます。

いろんな内容もございますので、そう簡単にはなかなかいかないのが現状でございます。一応、見積もりをとりますと、計画を立てて全部やるのに約10億円のお金

がかかるといふところまでは、今、算定をされています。

ほかの地域につきましては、下水道事業と絡めて、それが統合と絡めてということで、ほぼ終わっておるんですけども、旧西部水源につきましてはこれができていない状況になっていますので、できるだけ早い時期にかかりたいというような思いは思っておるんですけども、何せいろいろ諸般の事情もございまして、今の段階でいつからかかれるという答えについては差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私は1点だけなんですけど、よろしく願いいたします。

一般会計補正のほうの環境衛生のほうの関係で、コロナウイルスの関係でリサイクルの新聞、雑誌、段ボールなどが今、止まっております。3月以降に止まってきていると思うんですけども、住民からもどういう形になっているのか、再開の見込みというものをお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、止まっているということで、昨日まで自治会の役員さん、区長さん、それからリサイクルのごみの関係の責任者のほうのほうに通知をさせていただきまして、5月の末ぐらいに業者さんと、どうなるかということで確認というか協議させていただきました。

働き方改革、また輸出の関係なりでなかなか人が回りにくいというようなお話もございまして、業者のほうから、集積場所の縮小というんでしょうか、数を少なくしてほしい。また、収集日を今まででしたら区一つずつとか、そういったことがあったよ

うなんですけども、それを同じ日にまとめてやっていただきたいというようなことで業者からのお声をいただいた分につきまして、区長さん、また収集のリサイクルの協力をいただいている団体組織の代表者さんのほうに送らせていただきまして、昨日でしたか、その部分の回答、どうなるかというところの協議をしていただいた分のお答えをいただいているところでございます。それを持ってして、今度はまた業者と調整いたしまして、そのあたり再開を早くやりたいなというふうに思っております。

また、業者のほうにそのお話をする中で、集約化すれば、今まで区とかそういったところに料金として若干目方当たりで幾らということでお金も入っておりましたので、それもいただけないかと。今、止まっておりますので、いただけないかという形でお願いしたら、ご協力いただく部分について若干出せるかもしれないというようなことで、今、協議中でございます。なるべく早く収集を再開したいと今やっておりますので、済みませんが、いましばらくよろしくお願ひしたいです。

この件につきましては、防災行政無線のほうで2日か3日ぐらい置きに放送もさせていただいておりますけども、本課のほうにも問合せはございますけど、もう少しお待ちくださいというような形でご案内させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

いわゆる新聞とか雑誌を大型ごみとか、そして生ごみのほうに入れられる方も中はおられるとお聞きしましたので、できるだけ早くそういう形をとっていただけたら、余計な生ごみとかそういうものが増えてきますので、そのほうの歳費も増えることになりますから、町のほうの歳費がね。

それと、リサイクルできるものをそういう形で処分するというのは、言うたらない話です。ですから、できるだけ早くお願ひしたいと思ひまして質問させても

りました。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

私は1点だけ確認だけしておきたいんです。

観光のほうのことなんですけども、今現在、原山のほうで円形茶園のほうで観光を非常にやっけていただいているわけなんですけども、茶の一番茶が終わった頃に、登っていくところに、ここから車から降りて登ってくださいという看板が町のほうで立てていただいているんですけども、その上に円形茶園の持ち主の方だと思われるんですけども、段ボールで観光中止だという形で覆ってあったということを確認したんですけど、課長はそのことについては承知いただいているのか、確認をしたいと思っております。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまの原山の円形茶園の関係ですね、所有者の方が観光は駄目だという看板を立てられたという情報は地域力推進課のほうには入ってきてない状況です。至急確認させていただきまして、状況の把握と、それから地権者の協力、原山の区長様のほうにお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

お互いに受ける方の気持ち、あるいはマナーもありますし、また観光客の方のマナ

一もあると。しかし、それがお互いに相手を思う気持ち、そういった気持ちの中で動いていくなればそういうことは起こらないと思うんだけども、何らの形の中で意思の疎通のできていないところというものがあって、先方さんがそのような行動をされたのかなど。

そのこと1点じゃなくて、これから和東町の行政の中で、全体的にそういったことが観光客との間で一つの摩擦というんでしょうか、事が起こっては、非常に行政的にも町のイメージとしてもダウンだというふうに考えますので、できればなるべく早くそういったことを確認していただいて、先方の方と交渉していただくなり、どういう意図があったのか、また区長さんをお願いするなり対応していただきたいと、このように思います。

現在取られているのかどうか私も確認してませんので、わからないんですけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、1問だけです。

○8番（岡本正意君）

それでは、1点大事なことで税住民課長に確認しておきたいんですけども、これは32ページになりますが、税機構の関係です。

いわゆる今コロナが感染拡大になって、今日ずっと話もありますように、皆さん、生活が大変になってきて、給付金等も国から出るであるとか、また、自治体もそれを応援するためにいろんな形で支援するということが行われてきておりますが、一方でそういった意味では、皆さんのところにお金が入る時期、一方で、今までの滞納であるとか税機構に送られた、そういう案件というものは消えてなくなるわけじゃなくて、それはそれで引き続き徴収に努力されていると思うんですけども、先ほど来、いろん

な徴収猶予の国からの通知であるとか、いろんな形で最低限猶予させるであるとかいうことが国からも言われてますし、また適正な減免をちゃんと適用するということも言われておりますけども、そういったことはもちろん税機構のほうでもちゃんと理解して、今までみたいに連絡もせずに電話もせずに、とにかく数字だけ送りつけて、この日までにやらなかったら差し押さえるよとかいうような対応をしてきましたよね。税機構であったとしても、まさか今そういう対応はされてないとは思いますが、その辺、一番身近な税の窓口としていろいろ困っているという状況なんかも身近に感じておられる中で、そういった柔軟な対応をすべきときだと思うんですね。その辺、税機構の構成団体として、いわゆる滞納分について移管されている立場として、税機構がそういった今のいろんなやって支援をちゃんと理解して、今までのような対応はしていないというふうに確認できるでしょうか。

いわゆる前の臨時議会のときにも話になりましたけども、定額給付金が1人10万円入る。そこを狙ったように差し押さえるであるとか、それで税の滞納分に回させる、まさかこういう対応はしてないですよ。それはそういうふうに今、確認して、そういうことは絶対しないし、してないというふうにここでちゃんと答弁できるのであればしていただきたいし、そういうことが絶対ないようにしていただきたいというのと、そこを確認したい。

それから、やはりこういう時期ですから、これからまた納税通知を出されていると思いますけども、支払いが困難になるとか、どうしても払い切れないという方も出てくると思いますし、そこは機械的に、今後、税機構に、この日が来たからすぐ機械的に送ってしまうということはせずに、やはりまず町のほうで状況を把握して、向こうに送っていいものなのかどうかとか、そういうことをお互い確認して対応するというふうにしていただきたい。それはよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、差し押さえの関係でございます。

特に例として出されました10万円の特別定額給付金につきましては、税機構のほうに、京都府を通じてだと思えますけれども、国のほうから差押え禁止の通達というか連絡が行っておりますので、それを狙って差押えするというようなことはないと言えます。

実際、税機構の担当の職員のほうに聞いてみたんですけれども、既に差し押さえしている預貯金があったとして、それにつきましては、差押え時点の預貯金を言わば預金者が出し入れできないように、別な預金的な取扱いをするということで、差押え以降に入金があったりしたら、それについては預金者は自由に出し入れできる状態にはなっていると。通帳まで取り上げたりということはしておらないということでございます。

あと、移管の関係でございますが、ご相談いただいて徴収猶予の決定をしましたら、それにつきましては移管しないということで税機構と取決めといいますか、そういう取扱いをするということになっております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立

願います。

起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月18日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

午後3時40分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 8 月 26 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 岡 本 正 意

〃

和東町議会議員 畑 武 志